

第4期平泉町障がい者福祉計画

第7期平泉町障がい福祉計画

第3期平泉町障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月

平 泉 町

【目次】

総論	1
Ⅰ はじめに	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画策定の体制	2
5 計画の点検・評価と見直し	2
Ⅱ 計画策定にあたっての基本的な考え方	3
1 障がい者に関する法律や制度の動向	3
2 計画策定の根拠	4
3 障がい者福祉計画の考え方	4
4 障害者基本計画（第5次）	5
5 基本指針の見直し	6
6 計画改定の主なポイント	7
7 その他関連法	8
Ⅲ 本町における障がいのある人の状況	10
1 総人口・年齢別人口の推移	10
2 障害手帳所持者・難病患者の状況	11
3 保健・医療の状況	12
4 障がい福祉サービスの状況	16
5 地域生活支援事業の状況	20
6 社会参加の状況	21
第4期平泉町障がい者福祉計画	23
Ⅳ 第4期平泉町障がい者福祉計画	23
1 計画の基本理念	23
2 計画の対象者	23
3 基本目標	24
4 計画を推進するために	25
5 施策推進の体系	26
Ⅴ 第4期平泉町障がい者福祉計画施策の展開	27
1 権利擁護と相談支援体制の充実	27
2 保健・教育・医療体制の充実	31
3 自立と社会参加、共生社会の促進	36
4 安心・安全に暮らせる地域づくり	39
第7期平泉町障がい福祉計画	47
Ⅵ 第7期平泉町障がい福祉計画	47
1 第6期計画における目標達成状況	48
2 障がい福祉サービスの実績	49
3 地域生活支援事業の実績	52
4 令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	53
5 障がい福祉サービス等の見込み量	56
6 地域生活支援事業等の見込み量	60

第3期平泉町障がい児福祉計画	63
Ⅶ 第3期平泉町障がい児福祉計画	63
1 第2期計画における目標達成状況	63
2 障がい児通所支援等の実績	64
3 令和8年度の成果目標	65
4 サービス等の見込み量	67
5 その他のサービス	67
資料編	69
資料1 策定経過	69
資料2 アンケート集計結果	70

総論

I はじめに

1 計画の趣旨

障がい者計画は、障害者基本法を根拠法とし、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい者計画に内包された生活支援施策（障がい福祉サービス等の見込み量）の実施計画的な役割となります。

そして、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定め、円滑な提供の促進を目指しています。

本計画では、前計画（第3期平泉町障がい者福祉計画、第6期平泉町障がい福祉計画、第2期平泉町障がい児福祉計画）の進捗状況を点検・評価し、多様な施策やサービスの提供体制の確保やその取組を進めるため、住み慣れた地域でその人らしく暮らし、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域を目指し、「第4期平泉町障がい者福祉計画・第7期平泉町障がい福祉計画・第3期平泉町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法を根拠法令とするとともに、「平泉町総合計画」を踏まえ、関連する「平泉町高齢者福祉計画」、「平泉町子ども・子育て支援計画」との整合性を考慮し策定します。また、国や県の関係計画との整合性を図ります。

この計画は、本町の障がい者施策を推進するための基本計画であるとともに、町民、事業者、行政等の行動指針となり、計画推進のため互いに連携・協働して取り組むものです。

3 計画の期間

「第4期平泉町障がい者福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6か年計画とし、「第7期平泉町障がい福祉計画」及び「第3期平泉町障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画とします。

平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029
第3期平泉町障がい者福祉計画						第4期平泉町障がい者福祉計画					
第5期平泉町障がい福祉計画 第1期平泉町障がい児福祉計画		第6期平泉町障がい福祉計画 第2期平泉町障がい児福祉計画				第7期平泉町障がい福祉計画 第3期平泉町障がい児福祉計画			第8期平泉町障がい福祉計画 第4期平泉町障がい児福祉計画		

4 計画策定の体制

(1) アンケートの実施

計画策定における基礎資料として、障がい福祉に関するアンケート調査を実施し、各種障害者手帳所持者の実態やニーズの把握に努めました。

(2) 自立支援協議会

一関地区障害者地域自立支援協議会や運営委員会、各部会において、計画の内容や圏域に必要なサービス等について協議や意見交換をしています。

(3) 町内関係者懇談会

関係団体の代表や相談員等で、計画の内容や町の障がい者福祉が目指す方向について意見を交わします。

(4) 庁内関係課との協議

関係する庁内各課と協議し、横断的な視点での計画策定に努めます。

(5) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施します。

5 計画の点検・評価と見直し

この計画の点検及び評価は「PDCAサイクル」に基づいて行います。

国の基本指針に即して定めた成果目標等について、毎年その進捗状況の分析・評価を行い、一関地区障害者地域自立支援協議会に報告し意見を聴くとともに、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の変更や見直しを行い、計画を推進していきます。

Ⅱ 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 障がい者に関する法律や制度の動向

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、本計画では、最新の動向に対応し策定するものです。

【障がい者支援制度の近年の動向】

年	法律や制度の整備内容（法令名は省略）	国
平成 23(2011)年	障害者基本法の改正	(第2次) 基本計画 障害者
平成 24(2012)年	児童福祉法の改正 障害者虐待防止法の施行	
平成 25(2013)年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画 (第3次)
平成 26(2014)年	障害者権利条約の批准	
平成 27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28(2016)年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29(2017)年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30(2018)年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画（第4次計画） 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画 (第4次)
令和元（2019）年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2（2020）年	障害者雇用促進法の改正	
令和3（2021）年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4（2022）年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行	

2 計画策定の根拠

(1) 障がい者計画

○障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画

【根拠】

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものとする。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

○障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画

○障がい児通所支援等の提供体制の確保やその他障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画

【根拠】

障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画を定める。

3 障がい者福祉計画の考え方

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）から、障がい者福祉の拡充のためのさまざまな制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年に障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、さまざまな法制度の改正が行われてきました。

現行の国の障害者基本計画（第 4 次）が令和 4 年度で終了することから、令和 5 年 3 月 14 日に閣議決定された障害者基本計画（第 5 次）は、基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされていることから、これらの計画に沿って基本的な視点を定める必要があります。

4 障害者基本計画（第5次）

（1）基本理念

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを障がい者施策の基本的な方向として定めている。

（2）基本原則

① 地域社会における共生等

その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

② 差別の禁止

障がい者差別その他の障がい者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められる。

③ 国際的協調

国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要がある。

（3）社会情勢の変化

① 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

② 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

③ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

（4）各分野に共通する横断的視点

① 条約の理念の尊重及び整合性の確保

② 共生社会の実現に資する取組の推進

ア 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

イ アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

④ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

⑤ 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

⑥ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5 基本指針の見直し

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実^{※1}
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進【新設】^{※2}
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

※1 強度行動障がい有者者の支援体制の充実を図るため、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障がい有者者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

※2 障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る取組を実施する。

- ・意思疎通支援者の養成
- ・意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- ・遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

6 計画改定の主なポイント

(1) 障がい者情報アクセシビリティの向上

■ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要

この法律は、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されました。

■ 基本理念

1. 障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるようにする。
2. 日常生活や社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようになる。
3. 障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。
4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

(2) ケアラー支援

家族を介護や援助することの考え方はさまざまですが、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もある中、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

ヤングケアラーに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといったさまざまな要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼす可能性があり、支援が必要であっても子ども自身がそのことに気づいていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制の確保に取り組んでいきます。

(3) 学校施設のバリアフリー化の推進

バリアフリー法の改正に伴い、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備目標を踏まえ整備を推進することや、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化に努めていきます。

7 その他関連法

障がい者の日常生活、雇用、教育に関すること及び障がいを理由とする差別の解消などを目的とした下記の法律等により、障がい者の暮らし等が守られています。

(1) 障害者総合支援法

障害者総合支援法とは、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です。

令和4(2022)年10月14日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年10月26日に第210回国会(令和4年臨時会)に提出されました。

■ 改正の趣旨

障がい者等の地域生活や就労の支援強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

■ 改正の概要

1. 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
2. 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
3. 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
5. 障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備
6. その他

(2) 障害者雇用促進法

障害者雇用促進法とは、障がい者の職業生活における自立を促す取組を行うことで、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

平成30(2018)年の改正では、障がい者への差別の禁止及び障がい者が職場で働きやすくすること、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等を行うこととされました。

令和元(2019)年及び令和2(2020)年の改正では、短時間労働以外が困難な障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、障がい者の雇用状況の的確な把握等を行うこととされ、段階的に施行されました。

(3) 障がい者活躍推進プラン

障がい者活躍推進プランとは、障がいのある人が個性や能力を活かして活躍できる場により一層の拡大を目指し、障がい者雇用の推進や学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている施策の中で、より重点的に進めるべきものとして打ち出されたものです。

令和2(2020)年7月には6つの政策プランに加え、「障害のある人の大学等の学びを支援する～高等教育の学びの推進プラン～」が発表されました。

■障がい者活躍推進プラン 概要

1. 障がいのある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障がい者雇用促進プラン～
2. 発達障がい等のある子ども達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～
3. 障がいのある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障がい者の生涯学習推進プラン～
4. 障がいのある人の文化芸術活動の学びを支える ～障がい者による文化芸術活動推進プラン～
5. 障がいのある人のスポーツ活動を支援する ～障がい者のスポーツ活動推進プラン～
6. 障がいのある人が教師等として活躍することを推進する ～教育委員会における障がい者雇用促進プラン～
7. 障がいのある人の大学等の学びを支援する ～高等教育の学びの推進プラン～【新規】

(4) 社会福祉法

社会福祉法とは、福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の健全な発達等を目的とした法律です。

令和3(2021)年の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、重層的支援体制整備事業が創設されました。

(5) 障害者差別解消法

障害者差別解消法とは、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

令和3(2021)年の改正では、差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対して社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、差別を解消するための取組を強化することとされました。

(6) 医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景とし、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用して、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが常時必要な児童のことです。

医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律とは、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止及び安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的として、令和3(2021)年に施行されました。

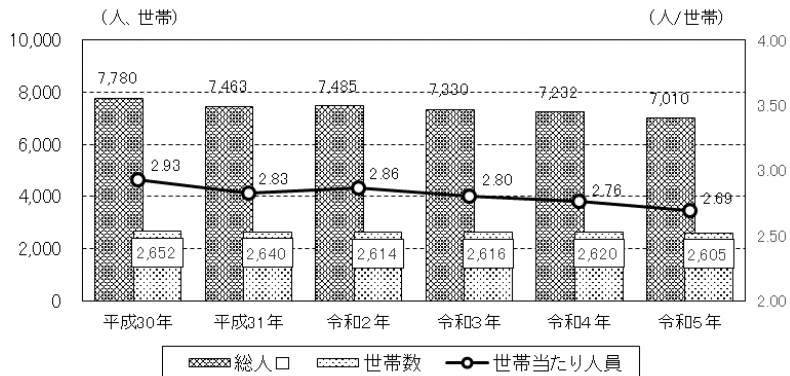
Ⅲ 本町における障がいのある人の状況

1 総人口・年齢別人口の推移

本町の総人口を平成30年以降の推移でみると、令和2年に多少増加したものの、それ以降漸減が続き、令和5年には約7,000人となっています。

一方、世帯数は多少の増減をしつつ令和5年には約2,600世帯となっており、世帯あたりの人員は平成30年の世帯あたり2.93人から2.69人と減少しています。

【総人口、世帯数、世帯あたり人員の推移】

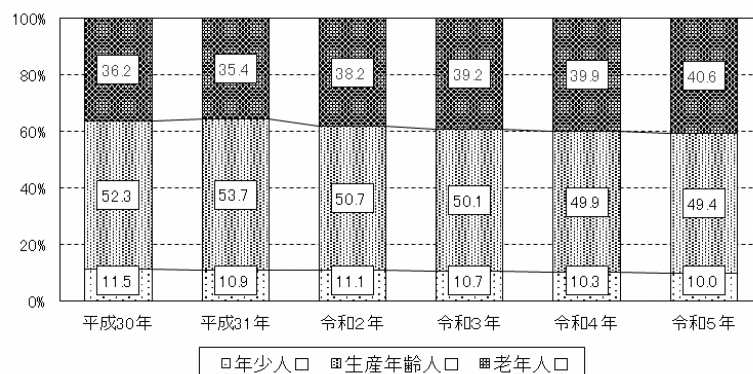


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

本町の年齢三区分別人口を平成30年以降の推移でみると、平成31年から令和2年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加へと比較的大きな変化が表れています。

令和5年においては、年少人口（0歳～14歳）が10.0%となっていますが、生産年齢人口は49.4%と5割を下回り、老年人口は40.6%と4割を上回っています。

【年齢三区分別人口割合の推移】



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

2 障害手帳所持者・難病患者の状況

(1) 身体障害者手帳の所持者数

3年間の推移をみると、令和4年度において前年比で約5%減少しています。

ア. 等級別

等級別では、令和4年度末でみると最も多いのが1級で約31%を占めており、次いで4級の約27%となっています。

単位：人

区 分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
1 級	18 歳未満	1	1	1
	18 歳以上	97	99	94
2 級	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	42	44	39
3 級	18 歳未満	1	1	1
	18 歳以上	55	50	47
4 級	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	81	84	84
5 級	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	27	26	24
6 級	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	22	19	19
計	18 歳未満	2	2	2
	18 歳以上	324	322	307
合 計		326	324	309

出典：岩手県

イ. 障がい種別

障がい種別については、どの種別も横ばい傾向にありますが、令和4年度末で「肢体不自由」が約57%と全体の半数以上を占め、次いで、「内部障がい」が高い割合を示しています。過去3年とも同じような状況になっています。

単位：人

区 分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
視覚障がい	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	25	24	19
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	25	26	27
音声・言語・ そしゃく機能障がい	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	8	7	6
肢体不自由	18 歳未満	2	2	2
	18 歳以上	187	180	173
内部障がい	18 歳未満	0	0	0
	18 歳以上	79	85	82
計	18 歳未満	2	2	2
	18 歳以上	324	322	307
合 計		326	324	309

出典：岩手県

(2) 療育手帳の所持者数

知的障がい者(児)の療育手帳所持者は令和4年度末で81人となっており、3年間の推移をみるとほぼ横ばいの状況です。

年齢別でみると18歳未満が9.9%(8人)、18歳以上で90.1%(73人)、等級別では「A」が27人(33.3%)、「B」で54人(66.6%)となっています。

単位：人

区 分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
A	18歳未満	3	3	2
	18歳以上	27	27	25
B	18歳未満	7	6	6
	18歳以上	44	47	48
計	18歳未満	10	9	8
	18歳以上	71	74	73
合 計		81	83	81

出典：岩手県

(3) 精神障害者福祉手帳の所持者数

精神障がい者の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別にみると、2級所持者の割合が高く、令和2年度末及び令和4年度末において、半数以上を占めています。

単位：人

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
1級	24	22	18
2級	40	33	35
3級	15	15	9
合計	79	70	62

出典：主要施策成果報告書

(4) 難病患者数(特定疾患医療・特定医療費(指定難病)受給者数)

特定疾患医療受給者数及び、特定医療費(指定難病)受給者数は、多少の増加傾向がみられます。

単位：人

区 分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
特定医療費(指定難病)受給者数	64	64	69

出典：岩手県

3 保健・医療の状況

(1) 母子保健の状況

乳幼児及び妊産婦の健康の保持増進を図るため、訪問、妊産婦・乳幼児の健康診査、相談、育児教室や予防接種等の各事業を関係機関と連携しながら実施しています。

① 出生数・低体重児出生の状況

出生数は減少傾向にあります。

一方、低体重児数(出生時2,500g未満の新生児)は増加傾向にあります。

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	30	24	26
うち低体重児数	2	3	6

出典：岩手県保健衛生年報

② 健康診査の受診状況

乳児期には、生後1か月から12か月まで、4回の定期健診を行い、発達発育の状況を確認しています。

幼児健診の受診率は、1歳6か月及び3歳6か月では100%、2歳6か月でも9割を超えています。1歳6か月ではフォロー者の割合が高い状況となっています。

単位：%

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児健診	1歳6か月	100.0	100.0	100.0
	2歳6か月	78.9	92.5	91.4
	3歳6か月	100.0	97.6	100.0

出典：保健活動の概要

1歳6か月児健診結果

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数		40	33	22
内 訳	要経過観察	24	22	15
	要治療	0	0	0
	要精密	1	2	3
受診者のうち フォロー者の割合(%)		62.5	72.7	81.8

出典：保健活動の概要

3歳6か月児健診結果

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数		48	42	40
内 訳	要経過観察	37	23	22
	要治療	0	2	0
	要精密	2	3	1
受診者のうち フォロー者の割合(%)		81.2	66.7	57.5

出典：保健活動の概要

(2) 子育て支援の状況

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を継続することを目的に、令和3年4月に保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置しています。町民福祉課・教育委員会・保育所・幼稚園等の関係機関と連携しながら、発達支援の必要な子どもや保護者の支援を行っています。

① 発達支援教室

幼児健診や発達相談等の相談をきっかけに、運動発達や言語発達などの成長を促したり、就園や就学のために必要な力を育てることを目的に、親子で通う教室を開催しています。個々の特性にあわせた個別課題学習とルールのある少人数の活動や遊びを取り入れ、幼児と保護者の支援を行っています。

単位：回、人（延べ人数）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
きらきら組（0～3歳）	回数	9	8	11
	人数	25	13	17
ぴかぴか組（4歳以上）	回数	13	12	13
	人数	28	38	36

出典：保健活動の概要

② ペアレント・プログラム

子どもの「行動」に焦点をあてながら対応方法を学び、子どもとの良い関係づくりと子育てのストレス軽減を目的に、2回コースで実施しています。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ参加者数	12	8	6

出典：保健活動の概要

③ ことばの相談・発達相談の状況

乳幼児健診の結果、専門相談が必要と思われるお子さんに対して、言語相談、心理相談を実施しています。

単位：人（延べ人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
言語聴覚士による言語相談	0	1	0
岩手県立療育センター	言語相談	4	4
	心理相談	4	3

出典：保健活動の概要

④ 言語療育相談（長島小学校ことばの教室）

言語面の取組が必要と判断されたお子さんが長島小学校ことばの教室に通い、継続的に言語訓練や助言・指導を受けています。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	1	0	1
延べ人数	7	0	1

出典：保健活動の概要

(3) 保育所、幼稚園の障がい児受入状況（町内施設分）

障がい児の発達を支援するため、それぞれの状況に合った指導計画のもと保育しています。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	0	0	0
保育所	0	3	3

出典：教育委員会・町民福祉課

(4) 放課後児童クラブにおける障がい児等の受入状況

放課後児童クラブは特別な支援を必要とするお子さんが利用しています。指導員が一人ひとりの状況に対応した適切な指導を行っていますが、近年は少ない受入となっています。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
すぎのこクラブ	0	0	0
たばしね児童クラブ	0	0	0

出典：町民福祉課

(5) 特別支援学級の在籍状況

障がい児一人ひとりの状況に対応した適切な指導を行い、通常学級との交流など学習の場を通じ、児童・生徒の自立や社会参加を支援・教育しています。

単位：人

学校区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	知的障がい	9	9	7
	情緒障がい	5	6	7
中学校	知的障がい	4	3	3
	情緒障がい	9	9	7

出典：教育委員会

(6) 特別支援学校の状況

① 就学の状況

令和4年度末時点で特別支援学校に在籍している児童・生徒数は表のとおりです。

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立前沢明峰支援学校	1	1	2	4
県立一関清明支援学校	1	0	1	2
計	2	1	3	6

出典：平泉町保健センター

② 進路の状況

特別支援学校卒業後の令和元年から4年度卒業者の進路状況は表のとおりで、一般就労と福祉就労が多くなっています。

単位：人

	一般就労	福祉就労	施設入所	在宅	その他	計
令和元年～4年度卒業	3	4	0	0	1	8

出典：両磐圏域ネットワーク会議資料

(7) 精神保健の状況

当事者が集まる「ふれあい会」を月1回開催し、当事者同士やボランティアとの交流、社会参加の場となっています。

うつ病や精神疾患に関する正しい知識の普及や、こころの健康づくりを目的として年1回講演会を実施しています。

また、保健師による随時相談のほか、公認心理師によるこころの健康相談会を定期的に開催しています。

事業別参加者数

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあい会	41	54	57
講演会	46	54	40
こころの相談窓口	68	45	72

出典：保健活動の概要

(8) 医療の状況

① 重度心身障害者医療費

医療を必要とする重度心身障がい者(児)に対して医療費を給付することで経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会を確保しています。

対象人員

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	89	93	89
後期高齢者	103	97	84

出典：主要施策成果報告書

4 障がい福祉サービスの状況

(1) 障がい福祉サービス等の支給決定者数の状況

① 障がい別の障がい福祉サービス支給決定者数

各年度の障がい別の障がい福祉サービス支給決定者数は次のとおりです。
各障がい者のサービス利用は横ばいとなっています。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	5	6	7
知的障がい者	38	37	38
精神障がい者	18	17	17
障がい児	4	4	3
難病患者等	1	1	1
合計	66	65	66

出典：平泉町保健センター

② 障がい児サービスの支給決定者数

各年度の障がい児サービスの支給決定者数は次のとおりです。
支給決定者数は横ばいとなっています。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児	17	17	16

出典：平泉町保健センター

サービス支給決定内訳

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児相談支援	17	17	16
児童発達支援	0	3	3
放課後等デイサービス	17	14	13
保育所等訪問支援	5	6	5

出典：平泉町保健センター

(2) サービスの種類と状況

【訪問系サービス】（実績の数値は49ページに掲載）

訪問系サービスの利用者数は横ばいとなっています。

重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援は利用者がありません。

種別	サービス内容
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重い障害があり、常時介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護及び移動支援等を総合的に行います。

種別	サービス内容
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人が外出する時に同行して移動の支援をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が著しく困難な人に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等の複数のサービスを行います。

【日中活動系サービス】（実績の数値は 50 ページに掲載）

日中活動系のサービス利用者は増加傾向です。特に、生活介護、就労継続支援の利用者が増加しています。

自立訓練の利用はありません。

種別	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護及び創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活機能を向上させるための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般就労が困難な人に働く場を提供し、就労に必要な知識の習得や訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理及び看護を行います。
短期入所	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、短期間、施設に宿泊します。

【居住系サービス】（実績の数値は 50 ページに掲載）

居住系のサービス利用者数にはほとんど変化がありません。

サービス種別	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域の住居で共同生活を行う人に、相談や日常生活上の援助をします。又は、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

【計画相談支援等】（実績の数値は 50 ページに掲載）

サービスを利用する方すべてが計画相談支援を利用しています。

地域移行支援、地域定着支援の利用者はありません。

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行います。サービスの支給決定前にはサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行います。サービスの支給決定前にはサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

【補装具費】

身体障がい者の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うため、補装具の交付及び修理を行っています。

単位：件

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者	交付	17	12	7
	修理	6	5	3
	計	23	17	10
障がい児	交付	5	0	5
	修理	0	0	1
	計	5	0	6
合 計		28	17	16

出典：平泉町保健センター

【障害児通所支援及び障害児相談支援】（実績の数値は 64 ページに掲載）

障がいのあるお子さん等に対するサービスには次のような種類があります。

放課後等デイサービスの利用者は増加しています。利用者の増加に伴って障害児相談支援も増加傾向です。

児童発達支援、障害児入所支援の利用はありませんでした。

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	障がいのある子どもやその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障がいのある子どもに対し、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、施設を職員が訪問し、集団生活適応のための専門的な支援をします。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	発達支援の必要な子どもについて、児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

【自立支援医療】

① 通院医療費公費負担受給者数

継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方に、公費によって医療費の補助を行っています。新規の受給者は減少傾向にあります。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	12	13	7
継続	76	137	130
合計	88	150	137

出典：主要施策成果報告書

② 更生医療

身体障がい者の障がいを治療により除去又は軽減し、日常生活を容易にすること等を目的とした医療の給付を行っています。

（※対象となる障がいには条件があります。）

支給決定件数

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	0	0	0
心臓機能障がい	0	0	0
腎臓機能障がい	0	0	0
合計	0	0	0

出典：平泉町保健センター

③ 育成医療

障がい児や医療を行わない場合障がいが残ると認められる児童が、治療により障がいや障がいの要因となる疾病を除去又は軽減し、日常生活を容易にすること等を目的とした医療の給付を行っています。

（※対象となる障がいには条件があります。）

支給決定件数

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	0	0	0
視覚障がい	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	2	2
その他内臓障がい	0	0	0
合計	1	2	2

出典：平泉町保健センター

5 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業のメニューのうち、必須事業及び当町で取り組んでいる事業は次のとおりです。（実績の数値は52ページ）

【必須事業】

一般相談支援事業は、10か所の相談事業所に委託しています。基幹相談支援センターは1か所委託しています。

日常生活用具給付等事業は令和4年度で221件給付しています。最も多いのは排泄管理用具（ストーマ用具等）の217件です。

移動支援事業は令和4年度3か所の社会福祉法人等に委託しています。4人が利用しました。

日中一時支援事業は令和4年度4か所の社会福祉法人等に委託しています。14人が利用しました。利用者数は増加傾向で、8時間以上の利用も増えています。

地域活動支援センターは平成29年度から2か所に増えました。令和4年度は5人が利用しています。

令和4年度に成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を利用した人はおりません。

理解促進研修・啓発事業は、「第5回ひらいずみココロフェスタ」を開催し、障がい福祉サービスの理解促進に努めました。自発的活動支援事業、住居入居等支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業は実施していません。

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深める研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用など、権利擁護のため、助言を行います。 地域の相談支援の中核的な機関として基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務とともに、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。 保証人がいない等の理由で一般住宅の賃貸契約が困難な人に対し、入居に必要な調整等を行う事業（住居入居等支援事業）もあります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がい等で意思疎通を図ることが難しい人に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がいのある人との意思疎通を図ります。

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいがある人に対し、補装具以外の機器で自立のための日常生活を支援する用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が難しい障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通所し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

【その他の事業】

サービス種別	サービス内容
日中一時支援事業	家族の就労や一時的な休息のため、障がいのある人等の日中活動の場を提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいがある人の就労等社会参加の促進を図るため、自動車運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。重い障がいがある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合、又は、主に介護する障がいのある人の移動のために自動車を改造若しくは購入する場合に、その経費の一部を助成します。

6 社会参加の状況

① 福祉乗車券

精神障がい者の社会参加を図るため、精神保健福祉手帳1級の方や精神障がいを理由とした障害基礎年金1級の受給者の方を対象に、一関管内のバス・タクシーの運賃を月額1,200円まで助成しています。

単位：人、千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人数	3	4	3
利用金額	42	45	37

出典：主要施策成果報告書

② 障がい者スポーツ大会参加者数

毎年6月に岩手県障がい者スポーツ大会が盛岡市内で開催されています。

スポーツ大会は、「障がい者スポーツの祭典」、「障がい者による社会参加活動の祭典」の2つを基本方針としており、本町からも障がいのある方が参加しています。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加延べ人数	—	8	5

出典：平泉町保健センター

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

③ 当事者団体・家族会の活動への支援

平泉町身体障害者協議会から障がい者スポーツ大会や福祉大会等への参加を支援し、県内の障がい福祉発展に貢献しています。

第4期平泉町障がい者福祉計画

Ⅳ 第4期平泉町障がい者福祉計画

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無に関わらず、町民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もが安心して豊かに暮らしていける地域社会の実現を目指すものです。

また、本町の最上位計画である第6次平泉町総合計画では、まちが目指す将来像「輝きつむぐ理想郷 一いにしえの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち」のもと、「いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまち」を掲げ、障がい福祉の方針を「障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日常的な生活支援の充実に努め、本人や家族の状況に応じた福祉サービスの提供と相談体制の構築を進めます。」としています。

これを受け、本計画では、障がいの有無にかかわらず、自立して共に生きるまちづくりを目指して、その目標を次のとおりとします。

**すべての町民が安心して豊かに暮らせるまち
ひらいずみ**

2 計画の対象者

この計画は、身体や知的、精神障がいの手帳を有している人だけでなく、難病、発達障がい、高次脳機能障がい等の日常生活が困難な人や、家族を含めた支援が必要な人すべてを対象とします。また、共に生きる社会の実現のためにはすべての町民の理解と協力が必要であることから、すべての町民を対象とします。

3 基本目標

計画の基本理念を実現させるための目標は次の4つです。

1 権利擁護と相談支援体制の充実

医療・福祉の関係機関と協力し、強度行動障がいのある人に対応できる支援体制を整備し、必要な保健福祉サービスの提供に努めます。

また、強度行動障がいのある人が利用できる障がい福祉サービスの周知や障がい福祉サービスを利用できる体制整備に努めるとともに、強度行動障がいのある人の家族支援について、両警圏域での取組を検討します。

2 保健・教育・医療体制の充実

アルコール問題で困っている本人や家族に対して、自助グループや家族教室等を周知するとともに、健康診査や各事業等を通じ、広く町民にアルコールに関する正しい知識の普及を図ります。

また、必要に応じて相談を受け付け、関係機関の相談窓口につなげることで、依存症からの回復を支援します。

3 自立と社会参加、共生社会の促進





障がい者や事業主が身近な地域で雇用環境に改善の支援を受けることができるように、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用について周知を図ります。

また、社会福祉法人や事業主に対して国の障がい者雇用安定助成金（障がい者職場適応援助コース）の活用による職場適応援助者支援事業について周知を図ります。

4 安心・安全に暮らせる地域づくり

施設に入所している障がい者が快適に暮らすことができるよう、施設の改修等による環境づくりについて支援します。

■関連するSDGs（ゴールとターゲット）

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。</p> <p>3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

4 計画を推進するために

この計画は、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もが等しくいきいきとその人らしい暮らしができる地域社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」理念に基づく施策を推進するものです。

この計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民、企業、サービス事業者、障がい者団体等の地域社会を構成しているすべての力を結集し、それぞれの役割を積極的に果たしながら互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

(1) 障がいのある人と家族、障がい者団体に期待される役割

積極的に社会経済活動に参画し、地域の人々との交流や、自立した生活を目指すことが期待されます。

障がい者団体は、当事者や家族等のニーズに基づいた具体的な支援活動や啓発活動など、自主活動を展開することが期待されます。

(2) 企業に期待される役割

障がいのある人の雇用の促進に努めることが求められています。

企業ボランティア活動や建築物のユニバーサルデザイン化の積極的な推進など、誰もが暮らしやすいまちづくりに協力することが期待されます。

(3) 福祉サービス事業者に期待される役割

障がいのある人の希望が実現するよう、適切なサービスの提供が期待されます。さらに、サービスの質の向上や障がいのある人への権利擁護に努めることが期待されます。

(4) 地域社会に期待される役割

障がいのある人が差別されることなく、地域の一員として、普通に暮らせる地域づくりを進めることが求められています。

災害時、障がいのある人の安全が確保されるよう、地域住民やボランティア等による支援や協力体制を整備することが期待されます。

(5) 町に期待される役割

身近な地域で気軽に相談を受けることができる相談支援体制の整備や福祉制度、障がい福祉サービスの分かりやすい情報提供が求められています。

差別のない社会を目指すため、障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発や教育の推進が期待されています。

重い障がいがあっても、地域で安心して暮らすための、一層のサービス拡充を図ることが求められています。

町内の事業所だけでなく、近隣市町村と協力し、広域的な調整を図ることが求められています。

障がいがある人もない人も暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、災害時の避難体制づくり、要配慮者・避難行動要援護者への支援等、地域の防災体制の充実が求められています。

5 施策推進の体系

以下の体系に基づき、施策を推進します。

【基本目標】	【施策の推進方向】	【項目】
1 権利擁護と相談支援体制の充実	(1) 権利擁護の推進	①不利益な取扱いの解消と合理的配慮の提供 ②虐待防止 ③福祉サービスの利用援助
	(2) 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実 ②地域自立支援協議会の充実
	(3) 多様な障がいへの対応	①発達障がい者（児）への対応 ②難病患者等への対応 ③高次脳機能障がい者への対応 ④強度行動障がい者（児）への対応
2 保健・教育・医療体制の充実	(1) 予防と早期発見	①母子保健の充実 ②健康づくりの推進
	(2) 療育の充実	①子育て支援の充実 ②早期療育の場の拡充
	(3) 教育の充実	①特別支援教育の充実 ②福祉教育の推進
	(4) 医療・保健との連携	①精神障がい者への適切な対応 ②障がい者に配慮した医療の提供
	(5) 依存症対策の推進	①アルコール相談の実施 ②禁煙相談の実施
3 自立と社会参加、共生社会の促進	(1) 就労の場の確保	①一般就労支援 ②福祉的就労の場の拡充 ③工賃水準の向上 ④障がい者が働きやすい職場づくりの推進
	(2) 社会参加の促進	①活動・交流の場の確保 ②当事者団体・家族会への支援
	(3) 障がいへの理解の促進	①住民理解の促進 ②事業所等での理解の促進
	(4) 情報提供の充実	①福祉・情報機器の利用促進 ②障がいに配慮した情報提供の充実
4 安心・安全に暮らせる地域づくり	(1) 障がい福祉サービスの充実	①日中活動の場の充実 ②訪問系サービスの充実 ③在宅福祉サービスの充実 ④施設入所サービスの充実 ⑤高齢化への対応 ⑥住まいの場の整備
	(2) 地域移行の推進	①施設・病院からの地域移行の推進
	(3) 住民参加の支援体制づくり	①ボランティア活動等の推進 ②住民参加による生活支援の推進 ③地域生活を支える人材の育成・確保
	(4) 暮らしやすいまちづくりの推進	①暮らしやすい住まいづくりの推進 ②活動しやすいまちづくりの推進 ③移動の支援
	(5) 防災・防犯対策の充実	①災害時の支援体制の充実 ②消費者被害の救済と犯罪被害の防止

V 第4期平泉町障がい者福祉計画施策の展開

1 権利擁護と相談支援体制の充実

【現状と課題】

- ・アンケートでは、「暮らしやすい社会の構築に必要なこと」についての設問で、「困ったときにいつでも相談に応じる体制の整備」が40%と最も多い回答となっています。
- ・「悩んでいることや相談したいことがありますか」について、「自分の健康や病気のこと」が39%（前回調査は19%）と最も多く、次が「人間関係のこと」が31%（前回調査は4%）、「お金のこと（生活費等）」が23%（前回調査は14%）となっています。前回調査結果と比較すると「自分の健康や病気のこと」「人間関係のこと」「お金のこと（生活費等）」のいずれについても心配する人が増えています。
- ・「悩んでいることを相談する相手（機関）はどこですか」について、「家族」が71%（前回調査は31%）、「友人・知人」が31%（前回調査は12%）の順で多く、身近な人を相談相手としている人が多い結果となるとともに、「相談支援専門員（27%）」「施設職員（27%）」「病院（26%）」といった相談先についても前回調査よりも増えています。
- ・当町では、より身近な相談先として、身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を設置し、障害のある人やその家族からの相談に応じています。町広報や障がい者保健福祉ガイドブックに掲載の上周知を図っています。

■町窓口・相談員等による相談対応の実施状況

- 成年後見制度について、社会福祉協議会の窓口において説明や周知を実施（社会福祉協議会の窓口において毎月相談件数が約2件）
- 毎年1月に、関係機関・町民に対して成年後見制度の研修会を実施
- 障害者相談員が、相談内容に応じて適切な相談窓口を案内
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員と地域の民生児童委員との座談会を定期的に行き（毎年、民生委員会の障がい者部会と実施）、情報交換や具体的な支援方法についての検討を実施
- その方の生活状況等に応じて、町民福祉課の生活保護担当や障害者手当の制度について説明を実施
- 発達障がいや高次脳機能障害、難病といった多様な障がいを持つ人が多くなり、個々の状況にあった対応が求められており、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの支給決定及び日常生活用具等の福祉用具の対象用品の説明を窓口にて実施

- ・「成年後見制度を知っていますか」については、「名前も内容も知っている」が19%（前回調査は35%）、「名前は知っているが内容がわからない」が32%（前回調査は38%）、「名前も内容も知らない」が45%（前回調査は27%）となっています。前回調査結果と比べると認知度がかなり低くなっており、引き続き制度の詳しい説明やさらなる周知が必要です。
- ・障害者差別解消法の施行に伴い、平成28年度に「平泉町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、差別の解消と合理的な配慮の提供に努めています。また、職員対応要領に基づき、新採用職員に対し研修を実施しています。

- ・「一関地区障害者地域自立支援協議会」を一関市と共同設置し、地域の障がいのある人の暮らしや障がい福祉サービスの課題、環境整備等について協議（毎年2回開催）を行い、資源や体制づくりを図っています。

【重点施策】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために、身近なところで相談できる体制の充実を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づき障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、障がい者差別の解消に向けて取り組みます。
- 障がいのある人が安心、安全に暮らせるよう、意思決定が困難な人の権利を擁護します。
- 障害者差別解消法の令和6年4月1日改正に伴い、事業者の「合理的配慮の提供」が努力義務から義務化されたことから、障がい者の人の障がい特性に応じ、窓口や事業等における環境整備の充実を図ります。

【施策の推進方向】

（1）権利擁護の推進

①不利益な取扱いの解消と合理的配慮の提供

- 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の周知により、その基本理念をはじめとする考え方を広く住民に浸透させるよう、保健センター窓口に啓発ポスターの掲示及びホームページにて啓発活動を実施しています。引き続き、障がい者に対する不利益な取扱いに関する普及啓発を進めます。
- 障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消するため、不利益な取扱いに関する相談に応じる受付窓口を設置し、県、基幹相談支援センター、福祉関係団体及び支援者等と緊密な連携を図りながら、個別事案の解消に向けた調整・連絡体制をとっています。引き続き、基幹相談支援センターや福祉関係団体等と連携を図ります。
- 「障害者差別解消法」については、令和6年4月1日から当該法に係る事業所の取扱いが変更となることから、町ホームページにて周知を行います。必要に応じて広報等も活用の上、町の職員や町内の事業所だけでなく、町民に対しても広く「障害者差別解消法」を周知し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が広く浸透するよう努めます。

②虐待防止

- 「障害者虐待防止法」に基づき、町ホームページに掲載の上虐待防止と相談窓口について周知徹底を図ります。
- 地域住民や相談支援事業所、サービス事業所、民生委員、警察、保健所、児童相談所、医療機関等と連携・協力しながら、早期発見と適正な対応に努めます。

③福祉サービスの利用援助

- 自分ひとりの判断では契約が困難な障がいのある人や高齢者の権利を守るため、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業について、社会福祉協議会が発行している「社協だより」にて毎年周知を行っています。引き続き周知を図り、利用を進めます。
- 成年後見制度について、平泉成年後見センターと連携の上、社会福祉協議会ホームページにて周知しています。今後も周知と利用の促進を図るとともに、制度の利用にあたっては、経済的な理由で利用が困難な人には必要な経費の助成を行います。

(2) 相談支援体制の充実

①相談支援体制の充実

- 障がいのある人や家族が、より身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、圏域の相談支援事業所と委託契約の上、相談支援事業所を利用する人が自分に合った事業所を利用できるよう努めています。引き続き指定相談支援事業者に事業を委託し相談支援事業の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターや相談支援事業所（幸得会）に専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、専門的な指導等を実施しています。今後も困難ケースへの対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等、相談支援機能の強化を図ります。
- より身近な地域で障がい者の自立に必要な福祉サービスの相談に応じられるよう、障害者相談員及び民生児童委員の活動内容について、ガイドブックへの掲載のほか町広報にて周知を図っています。引き続き周知と利用促進を図ります。
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員と地域の民生児童委員（障がい者部会）との座談会を定期的に関き、地域で包括的に支援するための土台づくりや具体的な支援方法について意見交換を行います。
- 乳幼児期から成人まで一貫した支援が行えるよう、子育て世代包括支援センターの連携会議（乳幼児期）やケース会議（成人）、地域ケア会議（高齢者）にて、随時対応しています。今後も関係機関の連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

②地域自立支援協議会の充実

- 相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関、障がいの当事者などで構成する「一関地区障害者地域自立支援協議会」を一関市と共同で設置し、圏域全体の相談支援体制や障がい者の地域移行、早期療育支援体制の整備、多様な就労等を支援する方策などの検討を進めることなどにより、障がいのある人が住みたい地域で安心・安全に暮らせる社会の実現を目指します。
- 令和6年度から地域整備拠点の検証及び精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの個別事案の検討を予定しており、各関係機関と連携して地域移行等の支援を実施します。

- 地域移行を行った後の障がい福祉サービスの支援等については、相談員と連携を図りながら検討していきます。また、地域移行にかかる個々のケースや対応が困難な事例に対して関係機関で情報共有し、課題解決に向けた地域のネットワークの構築を図ります。
- 各関係機関と連携を図りながら、個別事案の検討について協議を進めるとともに、地域整備拠点や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や構築後の運用状況の検証等に取り組んでいきます。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会がより活発に機能するよう、運営委員会や各部会での活動に協力して取り組み、支援します。

(3) 多様な障がいへの対応

①発達障がい者（児）への対応

- 発達障がいについては、保護者からの相談や発達相談等の機会を通して早期発見に努めています。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい等の発達障がい者（児）と家族に早期から関わりを持ち、相談支援体制を強化します。また、岩手県立療育センターと連携し個々に応じた適切な対応に努めます。
- 1歳6か月児以降の健診（1歳6か月児健康診査〔年12回〕、2歳6か月児健康診査〔年12回〕、3歳児健康診査〔年12回〕）で、会場の様子や問診の聞き取りから気になる子の早期発見や、個々に合った助言、発達支援教室への参加勧奨等の継続的な支援を行っています。今後も発達障がいの早期発見に重点を置いた問診等により、個々にあった支援や適切な助言を行います。
- 幼児期から学童期に関わる保健・教育・福祉の関係者で、町の各担当課や岩手県が主催する研修会や会議、勉強会等への参加を通して、関係機関との連携やスキル向上に努めています。引き続き支援スキルの向上と、具体的な連携や支援方法について確認していきます。
- 健康づくり推進協議会の開催など、医療、保健、福祉、教育、労働など、関係各機関による支援ネットワークの構築を進めます。

②難病患者等への対応

- 医療・福祉の関係機関と協力し、難病患者に対応できる支援体制を整備し、保健福祉サービスの提供に努めます。
- 難病患者等が利用できる障がい福祉サービスについて、障がい者保健福祉ガイドブックに掲載しており引き続き周知に努めます。
- 災害時には、関係課等と情報を共有の上、避難等の支援を行っていきます。

③高次脳機能障がい者への対応

- 医療・福祉の関係機関と協力し、高次脳機能障がいのある人に対応できる支援体制を整備し、必要な保健福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 高次脳機能障がいのある人の家族支援について、両磐圏域での取組を検討します。

④強度行動障がい者（児）への対応

- 医療・福祉の関係機関と協力し、強度行動障がいのある人に対応できるよう施設の受入環境を含めた支援体制を整備し、必要な保健福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 強度行動障がいのある人の家族支援について、両磐圏域での取組を検討します。

2 保健・教育・医療体制の充実

【現状と課題】

- ・アンケートでは、「現在受けている医療的ケア」については、「服薬管理」が27%となっています。
- ・「医療を受けるときに困っていること」については、「意思疎通のしづらさ」が31%と最も多く、次に「交通費の負担が大きい」が13%（前回調査は18%）、「医療費の負担が大きい」が11%（前回調査は18%）となっており、費用の負担とともに医療を受けるときにやり取りの際の負担も大きいことが伺えます。
- ・また、「通園・通学時に困っていること」については、「保護者等による送迎が負担になっている」が40%となっています。
- ・子どもの心身のよりよい発達支援については、保護者の子どもへの関わりに着目した「ペアレント・プログラム」や、発達支援教室における保護者茶話会など、子どもの発達に不安を持つ保護者への支援を行っています。
- ・保護者からの相談に対しても随時対応しており、関わり方の助言をはじめ、関係機関と情報共有を行いながら継続的に支援しています。町内に児童発達支援の事業所がない中、必要とされる人に対しては発達支援教室（月2～3回）、発達相談を紹介し、参加・利用につながっています。

■子どもの心身のよりよい発達支援のための取組状況

発達支援教室や保護者面談、ペアレントプログラムなどで保護者の不安を表出できる場を確保するとともに、保護者が実践できる子の特性に合わせた対応を共有できるよう支援

- ペアレントプログラム（年2回）
- 発達相談（心理相談・言語相談：年3回）
- 発達支援教室（月2～3回）
- 保護者面談・茶話会（年12回）

- ・幼稚園、保育所と情報を共有し、連携しながら、子どもの心身のよりよい発達を支援するとともに、障がいのある子もいない子も「共に育つ」環境づくりに取り組んでいます。
- ・各校においては、特別支援教育コーディネーターを配置し、専門的な立場から助言をしています。
- ・放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもを受け入れ、個々に必要な支援を行っています。対象者がいる場合、クラブ・保護者等と協議の上、入所可否及び対応を検討し対応しています。

- ・発達障がいなどは成人になって障がいのあることがわかる方も多いことから、診断名がつかなくても、乳幼児期から学齢期まで関係機関の横断的な情報共有や継続的な支援の必要性が高まっており、引き続き継続的に支援ができる体制を確保しています。
- ・就学先については各学校や教育委員会において保護者との面談等を行い決定しており、今後も各学校と連携し、保護者の気持ちに寄り添った対応を行っていきます。
- ・重度心身障がい者（児）医療費助成など、障がいのある人に配慮した医療費の給付を行い、経済的な負担を軽減しています。重度心身障がい者（児）に対して、医療費の自己負担分を補助することによって、必要とする医療の受診を容易にし、福祉の向上を図ることを目的としています。

■重度心身障がい者（児）医療費助成の実施状況

○医療機関で支払った医療費のうち以下のとおり助成

【住民税課税世帯】

1 医療機関につき入院 5,000 円/月、外来 1,500 円/月を超えた額

【住民税非課税世帯】

全額（ただし、18 歳までの子どもについては全額を助成）

- ・地域生活支援事業（日中一時・移動支援事業）について、定期的な利用でなくても緊急時利用できるようサービス決定しており、障がいを持っている人がいつでも利用できる体制を確保しています。

【重点施策】

- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、ライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援を提供します。
- 障がいのある人が、個々に合った必要な医療や教育が受けられるよう、広域的な取組で体制整備に努めます。

【施策の推進方向】

（1）予防と早期発見

①母子保健の充実

- 安全な妊娠、出産のために早期の母子健康手帳の取得をすすめるとともに、母子の相談や妊婦健康診査を実施します。また、妊婦健康診査 14 回分の受診票を交付し、定期的な健康診査と適切な健康管理ができるよう支援しており、今後も医療機関と連携しながら、妊娠中に適切な健康管理と治療が受けられるよう支援していきます。
- 乳児期から定期的な健診や相談（乳幼児健康診査、離乳食教室、ピヨピヨ広場、9か月児相談、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査）により、成長発達の観察を行い継続的に支援しており、引き続ききめ細やかで継続的な支援を実施します。

- 発達相談（そだちの相談・ことばの相談 [年3回]）により、発達に不安や遅れ、障がいのある乳幼児の健診・相談体制の充実に努め、個々にあった支援や適切な助言を行っています。引き続き子どもの発達に不安を抱える保護者の不安が軽減するよう、個々にあった支援を行っていきます。
- 所見があった乳幼児には精密検査受診票を発行し、医療機関での精密検査依頼や訪問での様子確認等、関係機関と連携し保護者を支援します。今後も関係機関と情報を共有しながら継続的な支援を行っていきます。

②健康づくりの推進

- 栄養・運動・休養等の健康づくりに関する一次予防施策を推進し、健康的な生活習慣を確立することにより、障がいや寝たきりの誘因となる慢性疾患や生活習慣病の予防を推進します。[健幸ポイント事業：各種健康づくり事業等に参加した人、健康宣言し健康づくりに取り組んだ人を対象に健幸ポイントを付与]
- 高齢者が要介護状態となることを予防し、健康寿命を延伸するため、いきいき百歳体操など介護予防の取組を推進します。多くの人に周知していくとともに、継続的に参加していけるよう支援を行います。[いきいき百歳体操：手首や足におもりを巻きつけ、手足を動かす筋力体操を行う。（平泉いきいき百歳体操実施団体：R5年度18団体）]
- こころの健康相談窓口を設置するとともに、きめ細やかな支援体制の充実に努め、当事者や家族を支援します。[こころの健康相談窓口：公認心理師によるこころの健康相談会（年6回）、保健師によるこころの健康相談（随時実施）]

(2) 療育の充実

①子育て支援の充実

- [子育て世代包括支援センター連携会議] 町内幼稚園・保育所の各幼児施設とそれぞれ年3回子どもの様子や支援の方針について共有する連携会議を開催しています。今後も支援が必要な子どもと保護者の様子を共有し、支援方針について検討する機会を確保していくため、町内の子育て支援センターや幼稚園、保育所と連携を図ります。
- [ペアレントプログラム、発達相談] 障がいの有無に関わらず、育てにくさのある子への対応を学ぶ場として「ペアレント・プログラム」や発達相談等を実施し、子どもの発達を促す個別の関わりを進めるとともに、保護者の不安解消に努めます。また、子どもの特性に合わせた対応方法を保護者とともに考えながら、適切な支援ができるよう、体制の確保と内容の充実を図ります。

②早期療育の場の拡充

- [発達支援教室] 児童発達支援事業において、支援が必要と認められる子どもの日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行っています。発達支援教室（月2～3回）では、月齢に合わせたクラスを編成の上、遊びや集団活動を通して支援を継続していきます。
- 幼稚園・保育所において障がいのある幼児に適切な支援を行い心身の発達を促すとともに、就学のための基礎づくりと相談体制の充実に努めます。

○重度心身障がいや医療的ケアが必要なお子さんの把握に努め、随時個別に対応していきます。

(3) 教育の充実

①特別支援教育の推進

○幼稚園、保育所では、障がいのある幼児などへの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、専門家チームなどの助言又は援助を活用しつつ、各施設において個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施しています。引き続き対象児童一人ひとりの実情に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

○小学校、中学校特別支援学級では、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、障がいの特性に応じた少人数による指導を行うとともに、通常学級との交流及び共同学習を行い、集団生活への適応や社会性を育成します。

○幼稚園、保育所、小・中学校においては、必要に応じて子ども一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を行っていきます。引き続き対象児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

○各校においては、特別支援教育コーディネーターを指名することにより、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者と関係機関との連携協力の強化を図ります。

○教育委員会においては、医療、心理、特別支援、学校教育の専門家による「専門家チーム」を設け、施設ごとに定期巡回相談を行うとともに、幼稚園、保育所、小・中学校からの申し出に応じて、望ましい教育的対応等について指導、助言を行っていきます。今後も専門家チームと連携し、巡回相談を実施します。

②福祉教育の推進

○障がいがある人もない人も、すべての人が地域、社会の中で誇りをもち、心豊かで幸せな生活を送ることができるよう、取組を推進します。今後も共生社会の実現へ向け、法律改正に準じて随時要綱改正・整備を進めます。

○各学校においては、障がい者や高齢者との出会いやふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさにふれるような教育活動を行います。

(4) 医療・保健との連携

①精神障がい者への適切な対応

- 在宅の精神障がい者について、自立支援医療（精神通院）の普及を図り、持続的な通院医療の確保に努めます。
- 社会の複雑化・高ストレス化によりうつ病などの精神疾患にかかる人の相談が増えていることから、医療機関や関係機関と連携しながら、相談支援に努めるとともに、広く町民に精神疾患やこころの健康についての普及啓発を図ります。[講演会：ひらいずみココロフェスタの開催（年1回）]

②障がいのある人に配慮した医療の提供

- 障がいや疾病（医療を行わなければ、障がいが残ると認められる児童の場合）を除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる身体障がい者（児）や医療を行わなければ、障がいが残ると認められる児童に対して、日常生活や社会生活を営むために必要な自立支援医療費（更生・育成医療）の支給を行います。
- [重度心身障がい者（児）医療費助成] 重度心身障がい者（児）に医療費（保険診療）の自己負担分の一部を所得に応じて給付します。現時点で大きな課題は見当たらないが、医療費の増大や疾病治療にも対応するため、受給者の経済的負担軽減及び健康増進を目的に継続していきます。
- 障がいのある人に対し円滑な診療が行えるよう、医療機関に対し障がいの特性について情報提供に努めるとともに、休日においても休日当番医を置き、診療が行える体制を整えています。引き続き医師会等関係機関と連携しながら身近で医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、個別事案の情報を各関係機関と共有する体制の確保に取り組んでいきます。
- 障がいのある人が必要な治療やリハビリテーションの提供を受けられるよう、医療機関の作業療法士等と情報共有を行い、障がい者福祉用具の支給を行っています。今後もリハビリテーション専門拠点との連携を図ります。

(5) 依存症対策の推進

①アルコール相談の実施

- 県アルコール健康障害対策推進計画の考え方を踏まえ、県の依存症相談拠点機関である県精神保健福祉センターや岩手産業保健総合支援センター、県依存症専門医療機関と連携の上、アルコールの問題を抱える方や家族・関係者等からの相談に対応します。

②禁煙相談の実施

- 健康ひらいずみ 21 の施策・事業に基づいて、相談体制を確保し対応します。

3 自立と社会参加、共生社会の促進

【現状と課題】

- アンケートでは、「障がいのある人が就労するために、どのような配慮が必要ですか」について、「職場での障がいに対する理解があること」が 48%（前回調査は 37%）、次いで「就労に関する相談支援体制の充実」が 36%（前回調査は 21%）、「障がい者向け求人情報の提供の充実」が 31%（前回調査は 20%）となっており、職場での理解や相談支援、求人情報等の提供の充実が一層望まれています。
- 「福祉サービスなどの情報の入手先」については、「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が 34%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」の 29%、「サービス事業所の人や施設職員」の 24%、「かかりつけの医師や看護師」の 23%となっています。
- 「暮らしやすい社会の構築に必要なこと」について、「困ったときにいつでも相談に応じる体制の整備」が 40%と最も多く、次いで「外出（通院・買物・余暇活動）の手助け」が 37%、「医療費の公費負担制度の充実など」が 36%、「障がいがあっても働ける事業所や施設を増やす」が 32%と続いています。また、「障がいに対する町民への啓発や教育の充実」も 23%も多い結果となっており、自由記載でも「視線を感じながら生活している。」「本人や家族が生きやすい地域になってほしい」といった意見がありました。
- 「希望する暮らしのための支援」については、「経済的な負担の軽減」が 48%と最も多く、次いで「コミュニケーションについての支援」が 40%、「相談対応等の充実」が 34%となっており、経済的な支援のほか、日常生活のやり取りの際の負担軽減への期待が伺えます。
- 「共生社会の実現について必要なこと」について、「障がいへの理解が深められるよう情報提供を充実させる」が 32%（前回調査は 17%）と最も多く、次いで「障がいのある人が活動に参加できるよう周りが配慮する」が 31%（前回調査は 10%）、「障がいのある人が自分から進んで行動できる環境を整える」が 29%（前回調査は 22%）、「障がいのある人とない人が交流する機会を設ける」「児童生徒への障がいや福祉の学習を充実させる」がそれぞれ 27%（前回調査は 17%）と、障がいに対する理解や共生実現への配慮・環境整備への期待が大きいことがわかります。
- ボランティア活動については、平泉中学校において障害者支援施設でのボランティア活動（黄金荘で開催される黄金祭やサマーボランティアスクールへの参加等）を行い、障がいへの理解を深めています。
- 社会福祉協議会が開催しているサマーボランティアについて、町内の小中学生を対象に行っており、講話や疑似体験、施設体験などから福祉について学ぶ場を毎年開催しています。

■サマーボランティアの実施状況

実施主体：社会福祉協議会

対象：町内小中学生

開催期間：毎年 1 回

開催時期：夏から変更予定（熱中症対策）

• 施設体験：希望者

• 出前講座：3・4年生

【重点施策】

- 障がいのある人の職業的自立のため、雇用・福祉・教育など関係機関と連携しながら、障がいのある人の就業支援や就労後の定着を支援します。
- 障がいのある人と共に生きる社会の実現のため、障がいや障がいのある人に対する住民理解と交流をすすめます。

【施策の推進方向】

(1) 就労の場の確保

①一般就労支援

- 圏域において就労移行支援事業所がないため、就労アセスメントの実施を就労継続支援A型事業所において実施する体制の確保を行っていますが、一関地区障害者地域自立支援協議会において、報酬の件も含めた実施のあり方に対しての意見があることから、関係機関と連携しながら支援体制の整備を進める必要があります。ハローワーク、一関地区障害者地域自立支援協議会、一関広域障害者就業・生活支援センター等と連携した就労相談、職業訓練、職場開拓、職場定着支援など就労支援を推進します。
- 就労や就労定着のために利用できる障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の各種支援制度について、周知・啓発活動を行います。
- 障がいのある人への就職・職場定着支援、就業に伴う生活支援、事業主支援、関係機関との連絡調整を行う障害者就業・生活支援センターの周知について、窓口において就労事業所等についての説明を行っています。高校を卒業する人に対しては、各関係機関と今後の生活について協議の場を確保し個別事案の検討を行っています。また、自立支援協議会しごと部会の工賃改善ワーキングにおいて、各就労支援事業所のパンフレットを作成しており、引き続き情報提供のほか、周知と就労のための活動支援を行います。

②福祉的就労の場の拡充

- 就労移行支援事業により、一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを支援します。
- 就労継続支援事業により、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを支援します。また、就労定着支援など新たなサービスの利用に向けて検討します。
- 障がいのある人が農業の現場で働く「農福連携」について、岩手県保健福祉環境部と連携し就労体験等を行っています。今後も就労機会の拡大に向けた支援を行います。

③工賃水準の向上

- 障害者支援施設の製品を、町実施の講演会の際に販売しPR活動を実施しています。今後も製品のPR活動を展開し、販路の拡大につなげていくほか販売方法や販路拡大のスキルアップを支援します。
- 障害者支援施設の製品については、障害者施設優先調達方針を作成するとともに、障がい者施設製品の購入促進に努め、また、ホームページに町において購入した製品や数量等を掲載しています。引き続き工賃の改善につながるよう、障害者支援施設の製品を広く紹介し、購入促進を図るとともに、官公需における受注機会の拡大に努めます。

(2) 社会参加の促進

①活動・交流の場の確保

○障がいのある人とない人との相互理解や交流を図るため、岩手県障がい者スポーツ大会や一関地区障がい者ふれあいスポーツ大会等の参加交流を支援します。平泉町身体障害者協議会の休止に伴い参加人数が減少している状況ですが、引き続き広報への掲載や前沢明峰・一関清明支援学校に当該大会の周知を行っていきます。

○障がいのある人の芸術文化活動を支援します。

○〔ふれあい会（年 12 回）〕 在宅の精神障がい者の閉じこもりを防ぎ、自立や社会参加を促すため、ふれあい会を継続します。

○地元で開催される各種行事に障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

②当事者団体・家族会への支援

○当事者団体及び家族会と連携を図り、交流や相談会等を通じ、その活動を支援します。平泉町身体障害者協議会は会員の高齢化のため令和 4 年度に活動を休止していますが、精神障がい者の当事者の「ふれあい会」を定期的を開催し交流しています。

(3) 障がいへの理解の促進

①住民理解の促進

○障がいをお持ちの人・保護者の人を対象に毎年講演会「こころフェスタ」を開催し、普及に努めています。今後も障がいや障がいのある人についての理解と正しい知識の普及のため、定期的に講演会を開催します。

○障がいのある人やその家族の声を反映した啓発活動を実施します。広報やホームページを利用し共生社会の啓発に努めます。

○障がいのある人とない人の交流及び相互理解を深めるため、施設入所者の方が作成した作品を展示するなど、社会福祉法人が主催する行事を支援するとともに、文化祭や産業まつりへの障がいのある人の作品展示、障害者支援施設等の出店を促進します。

○社会福祉協議会と連携しながらさまざまな広報活動や福祉活動への取組を行い、障がいへの理解を深められるような環境づくりに努めます。

○「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けて、特別支援学校との交流を行うなど、障がいのある子どもとない子どもの交流及び共同学習の充実を図ります。

②事業所等での理解の促進

○町では、新採用職員を対象に差別解消法について研修を実施しています。今後も町の職員や町内の事業所、観光関係に従事する人等を対象に研修会を開催し、共生社会についての理解を進めます。

(4) 情報提供の充実

①福祉・情報機器の利用促進

○福祉機器について、担当相談員がいる障がい者の方に関しては、相談員と情報共有しながら、補装具や日常生活用具の支給等を実施しています。今後も身体障がい者（児）に福祉機器の普及を図るため、相談支援事業所等を通じて情報を提供します。

②障がいに配慮した情報提供の充実

○障がいのある人が利用できるさまざまなサービスや手当等について、広報や障がい者保健福祉ガイドブック等により周知を図ります。

○聴覚障がい者の社会参加を促進するため、一関保健福祉環境センターのろうあ者盲ろう者相談員の協力により手話通訳者派遣事業を推進します。

○漢字が多い文書にふりがなをつける、見出しを大きくし見やすくするなど、障がいがある人にもわかりやすい情報提供に努めます。

4 安心・安全に暮らせる地域づくり

【現状と課題】

- ・アンケートでは、「障がい福祉サービス利用時に困っていること」について、「自分が利用できるサービス・利用方法がわからない」が27%（前回調査は22%）、「サービスが複雑でわかりづらい」が21%（前回調査は13%）となっており、サービス利用方法についての周知が必要です。
- ・「外出するときのおもな交通手段」は「車（本人または家族の運転）」が68%（前回調査は52%）と最も多くを占めます。
- ・「外出するときに困っていること」は「意思疎通のしづらさ」が25%と最も多く、「周りの人に手助けをたのみにくい」の8%を含め、外出時のやり取りの際の負担が大きいことがわかります。次いで「緊急時に一人だと心配」が22%（前回調査は14%）、「周囲の目が気になる」が13%（前回調査は5%）、「建物の階段、段差」「トイレの利用」と続いています。
- ・「災害発生時に不安に思うこと」について、「安全な場所に避難できるか」が34%（前回調査は18%）と最も多く避難時の不安や支援への期待が伺えます。次いで「避難場所で必要な医薬品や医療が受けられるか」が23%（前回調査は14%）、「他の避難者とうまく生活できるか」が21%（前回調査は13%）、「障がいや疾患が悪化しないか」が21%（前回調査は7%）となっており、避難所での避難生活への不安とともに、指定避難所や福祉避難所への避難時の支援体制、避難所における要配慮者への支援体制整備が必要になっています。
- ・「住まいの場」については、アンケートの「希望する暮らしのための支援」の設問で、「障がい者に適した住居の確保」が31%となっています。
- ・当町では、障がいのある人が利用できるさまざまなサービスを掲載した「平泉町障がい者保健福祉ガイドブック」を毎年作成するとともに、必要に応じてガイドブックを修正しています。必要な方に配布するほか町ホームページにも掲載していますが、さらなる周知が必要です。

- ・障がいのある人と介護者の高齢化がすすんでおり、高齢福祉部門との協働の必要性が高まっており、介護サービスが優先されることから、障がいから介護へのサービス移行を途切れなく実施する必要があるため、介護サービス担当と連携しながら、サービスの内容等について確認を行っています。また、就労支援事業所を利用している方も高齢化が進んでおり、障がい者の定年についても圏域において課題となっていることから、今後の一関地区障害者自立支援協議会で検討を進めていく必要があります。
- ・障がいのある人が自ら選択する地域で安心して暮らしていけるよう、民生委員とも情報共有しながら、障がいのある人も暮らしやすい地域づくりを進めています。公的な障がい福祉サービスはもとより、住んでいる地域での共助など、インフォーマルサービスも含めた社会資源の活用による暮らしやすい地域づくりが求められています。
- ・障がいのある人は、災害の発生や危険が迫っていることを認知し、安全な場所に避難する等の防災行動をとることが困難な場合が多いことから、災害時においても障がいのある人が安心して生活を継続できるよう、関係機関との連携を図りながら、避難行動要支援者への支援体制づくりを進める必要があります。

【重点施策】

- 地域で安心して暮らすため、障がい福祉サービスの内容や利用方法について総合的な情報提供を進めます。
- 障がい福祉サービスの拡充と併せて、障がいのある人の高齢化に対応した体制づくりに努めます。
- 障がいがあってもいきいきと快適な生活が営めるよう、施設や情報のバリアフリー化に努めるとともに、災害時にも安心して生活ができるよう、日頃から助け合える地域づくりを目指します。

【施策の推進方向】

(1) 障がい福祉サービスの充実

① 日中活動の場の充実

○障がいの程度や種別に関わらず、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう日中活動を行う場の充実を図ります。就労移行支援事業所については圏域において事業所がない状況が続いていますが、生活介護、自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センターなどのサービスは引き続き活動を行える場の確保を図っていきます。

② 訪問系サービスの充実

○障がいのある人の自立の支援や障がいのある人を介護する家族の支援のためのサービス提供体制を確保しています。今後も居宅介護に加え、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など重度の障がいのある人を対象としたサービスの充実を図ります。

③在宅福祉サービスの充実

- 身体の障がいがある人に、障がいの特性に適合する補装具費の給付・修理事業を行います。また、身体の成長や障がいの進行、購入に先立った比較検討に対応できる補装具の貸与方式については、国の制度創設により対応を進めます。
- 在宅の重い障がいがある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具費の支給を行います。
- 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者に対し酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。
- 重い障がいや医療的ケアが必要な人等の日中一時支援事業の利用について、引き続き相談員を通じて利用促進を図っていきます。
- 高齢者福祉サービスの中で重い身体障がいのある人等が利用できる、配食サービス、訪問理容サービス等のサービスについて、全戸へのパンフレット配布や、民生児童委員等へ制度の周知を図るなど利用促進に努めており、今後もサービスの周知と利用促進に努めます。
- 現在は、医療的ケア児がいない状況ですが、在宅の医療的ケアがある人の短期入所の利用対応を図っていきます。
- NHK受信料、JR運賃、バス運賃、有料道路通行料などの各種割引制度について、障がい者保健福祉ガイドブックに掲載の上周知を図っています。今後も情報提供と利用促進に努めます。

④施設入所サービスの充実

- 重度の障がい等のため地域生活が困難な人が安心して暮らすことができるよう、相談員が障がい者の人及びその保護者の適切な支援の検討を行い、町において施設入所の支給決定を行っています。引き続き施設入所に係る必要な支援を行います。

⑤高齢化への対応

- 障がいのある人が、必要なサービスを利用しながら地域で安心して暮らせるよう、親のいる若年時から一貫したサービスの利用を促進します。
- 親亡き後の家庭環境の変化を見据えた支援のあり方の検討を含め、圏域における地域生活支援拠点等の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を確保するとともに、その機能の充実のため、障がい者自立支援協議会などを活用し、運用状況の検証及び検討に取り組みます。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行ができるよう支援を図っていきます。ただ、介護事業所もひっ迫しており引き続き障がい福祉サービスを利用している状況もあり、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう、関係者間の連携や住民への情報提供などに努めます。
- 高齢化が進むことにより、障がいのある人の家族が介護を必要とするなど、さまざまな課題が浮き彫りになる場合が多いことから、高齢者総合相談センターひらいずみと連携しながら必要なサービスを提供します。

⑥住まいの場の整備

- 障がい者施設における介護の身体的負担の軽減、福祉・介護人材の離職率低下、人手不足の解消及び障がい者の生活の質の向上のための環境整備を支援します。
- 障がい者施設に入所している障がい者が快適に暮らすことができるよう、施設の整備を支援します。
- 障がい者施設に入所している障がい者が快適に暮らすことができるよう、施設の改修等による環境づくりについて支援します。
- 障がい等により介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉コミュニティづくりや多様で複層的なセーフティネットの構築を図る必要があります。

(2) 地域移行の推進

①施設・病院からの地域移行の推進

- 地域移行を希望する障がいのある人に対し、個々の状況を検討し、障がい福祉サービス（地域定着支援等）の支給決定を行い状況に応じた環境整備を行っています。引き続き地域の受け入れ態勢や移行への準備や環境等について、関係者間で連携をとりながらすすめます。
- 相談支援事業所にて 24 時間連絡体制を確保しています。共同生活援助（グループホーム）で、夜間や休日、障がい者の相談や日常生活上の援助を行います。
- グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、相談員が障がい者の人及びその保護者の適切な支援の検討を行い、町において支給決定を行っています。今後も自立生活援助等で、障がいのある人の理解力、生活力を補いながら地域生活を支援する体制づくりに努めます。
- 重度の障がいや自閉症など、障がいの特性に対応した住まいのあり方について検討します。

(3) 住民参加の支援体制づくり

①ボランティア活動等の推進

- 社会福祉協議会や町の高齢者福祉事業等と連携しながら、地域でのボランティア活動を希望する町民を対象としたボランティア講座の開設について検討するほか、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できるような体制づくりに努めます。
- コミュニケーション支援者を確保するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員の養成について検討します。
- 聴覚障がい者に対する理解を図るため、手話サークル等を支援し手話と要約筆記等の普及に努めます。

②住民参加による生活支援の推進

- 障がいの有無に関わらず、誰もが希望する地域でその人らしい自立した生活ができるよう、身近に相談できる身体・知的障害者相談員を設置しています。信頼と安らぎを互いに受けることができる人間関係を育みながら、住民相互の支え合いによる福祉コミュニティづくりを進めます。

○見守りや買物支援、送迎などのサービスについては高齢者福祉事業等と情報共有するとともに、その人に合ったサービス提供を実施しています。社会福祉協議会、民生児童委員協議会等と連携しながら、それぞれの地域において、サービス提供の仕組みづくりを進めます。

③地域生活を支える人材の育成・確保

○町で設置している障害者相談員の協議の場を年1回開催しており、障がい福祉サービスの内容や町の障がい状況について協議を行い、理解促進に努めています。今後も障がいのある人の立場に立った支援が行われるよう、研修会等を開催しながら地域住民の障がいへの理解を深め、地域生活を支える人材の育成を図ります。

○保健・福祉・教育関係に従事する職員に障がい者施策関連情報を提供するとともに、障がい者差別等の研修や講習への参加を促し、資質向上を図ることにより、障がいのある人の多様なニーズに対応するよう努めます。保健センター内にある保健・福祉分野のほか教育関係分野との連携・情報共有についても積極的に取り組んでいきます。

(4) 暮らしやすいまちづくりの推進

①暮らしやすい住まいづくりの推進

○障がいのある人にとって快適な住宅環境の整備のため、関係課と情報共有しながら障がい者向け住宅の建設や民間住宅の改修ができるよう必要な情報を提供します。

○居宅のバリアフリー化に対して助成する「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」については、相談員や町窓口において周知を図っています。障がいのある人等の在宅生活を支援するため引き続き周知と利用の拡大を図ります。

② 活動しやすいまちづくりの推進

○公共施設・商店街の整備を伴うまちづくりにあたっては、構想段階から町民・商店・行政機関が一体となって、障がいのある人や高齢者を問わず誰もが利用しやすいよう整備するよう、先導的に公共施設のユニバーサルデザイン化を行うとともに、商店等に対しても段差の解消、多目的トイレの設置等、障がい者に配慮した商店街の整備を呼びかけます。

○町内で利用できる障がい者に配慮した施設やトイレの情報について周知と利用促進を図ります。

○すべての人が読書を通じた活字文化の恵沢を享受できるよう、読書環境の整備を図ります。

③移動の支援

○屋外での移動が困難な障がいのある人が社会参加のための外出ができるよう、移動支援事業を行います。

○社会福祉協議会が実施する通院等のための移送サービス（福祉有償運送事業）について、民生児童委員等への制度の周知や、窓口で制度の説明を行っています。今後も制度の周知並びに利用の促進を図ります。

○円滑な移動の確保を促進するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

- 精神障がいのある人の社会参加をすすめるため、福祉乗車券の周知を図ります。
- 車いす使用者用駐車施設（車いす駐車区画）の適正利用を促進するため、県の「ひとにやさしい駐車場利用証制度」について、障がい者保健福祉ガイドブックに掲載し周知を図っています。引き続き制度の周知と利用を促進します。

（５）防災・防犯対策の充実

①災害時の支援体制の充実

- 災害時において防災活動が困難な障がい者等（避難行動要支援者）で、関係者、関係機関への情報提供に同意を得た方については、平時から避難体制の確保に努めています。災害発生時に、避難行動要支援者名簿の活用により早期の避難を行うための体制を整えていく必要があり、避難行動要支援者の安全を確保するため、「平泉町防災マップ」を活用しながら、関係機関と連携して具体的な支援策を講じます。
- 避難行動要支援者の個別避難計画については、情報提供に同意を得た方で災害時に自力での避難が困難な方を中心に各行政区で作成を行っており、引き続き個別避難計画の作成を進め、避難体制を強化していく必要があります。災害情報の伝達や避難行動などについて、避難行動要支援者へのきめ細かな支援が図られるよう、区長、民生児童委員、自主防災組織など町の体制づくりを進めるとともに、個別避難計画の策定を推進し、関係機関の連携による災害時の安全確保に努めます。
- 災害の発生時には、一般の避難所での対応とともに、長期的な対応が必要とされる場合は福祉避難所として協定を結んでいる社会福祉施設と連携して対応します。福祉避難所として協定を結んでいる施設については、災害時の福祉避難所として対応できるよう継続して体制の確保に努めており、引き続き福祉避難所としての運営にかかる協議を重ねて体制整備の確保に向けた取組を進めていきます。
- 災害時において、特別な支援が必要な人が避難後も必要な障がい福祉サービスをスムーズに利用し、安心、安全な生活が継続できるよう、緊急時においてもサービスを利用している方に対応している相談員が引き続き対応していくよう調整を図っています。
- 県の「障がいをもつ人たちの災害対応マニュアル」などを活用し、障がい別の災害対策の留意点等について、住民防災組織及び障がい当事者団体等に対する周知に努め、障がい者の特性に合わせた救援活動が的確に実施されるよう支援します。
- 救急医療情報キットの普及とともに、緊急通報システム端末機、ペンダントボタン及び火災センサー（以下「端末機」という。）の貸与について、全戸へのパンフレット配布や、民生児童委員等へ制度の周知を図るなど利用促進に努めており、引き続き急病や火災等の緊急時における通報手段の整備を図ります。
- 障がいのある人は災害後の生活に適応することが難しく、心理的負担やストレスの度合いが高いことが予想されることから、大規模災害や新型コロナ等の感染症発生時には保健所などと連携し、心のケアに努めます。

②消費者被害の救済と犯罪被害の防止

- 複雑・多様化する消費者トラブルからの救済や、トラブルを未然に防止するため、家族や福祉施設、地域の関係者、警察等の関係機関が連携し、情報の共有と消費者問題の早期解決を図ります。社会福祉協議会において実施している成年後見制度及び日常生活支援事業を活用し未然防止につなげていきます。
- 障がい者・ボランティア・地域住民が連携し、手話、声かけ、筆談等、障がいの特性に応じた情報の伝達方法により、防犯体制の整備に努めます。

- 岩手県警察では、耳や言葉の不自由な人の緊急通報手段として、ファクスやメールを利用して110番の受付を行っていることの周知を図ります。

第7期平泉町障がい福祉計画

Ⅵ 第7期平泉町障がい福祉計画

この計画は、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援にかかるサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

目標の設定にあたっては、第6期計画における目標達成状況の評価を行い、その結果を踏まえて令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画とし、その間の数値目標を定めます。

なお、国の基本指針の見直しのポイントは次のとおりです。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ア 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進
 - イ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
 - ウ 医療ケア児等に対する支援体制の充実
 - エ 聴覚障害児の早期支援の推進
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

1 第6期計画における目標達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	実績見込	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	14人		
令和5年度末の入所者数(B)	13人	13人	令和5年度末時点の見込み
【目標値】地域生活移行者数	1人	1人	令和5年度までに地域移行する人の数
【目標値】削減見込(A)－(B)	1人	1人	差引減少数

令和5年度末現在の施設入所者数は13人であり、基準日(令和元年度末)から1人の削減となり、目標数値の達成となりました。

入所者の高齢化の課題と向き合う一方、関係機関と連携しながら今後も、地域生活移行への支援の充実を図っていく必要があります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標数値	実績見込	備考
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	設置	協議の場の設置

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

項目	目標数値	実績見込	備考
令和元年度の一般就労移行者数		0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	0人	令和5年度末までに一般就労する人の数

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援事業及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行する者の数について、令和5年度末までに1人以上の一般就労への移行を目標としていましたが、一般就労には至りませんでした。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標数値	実績見込	備考
令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者数		0人	
就労移行支援事業利用者数	1人	0人	令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数

サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給期間）を設定し、就労移行支援の利用者を令和5年度末に1人を目標としておりました。令和5年度末の利用者がなかったことから目標達成に至りませんでした。

③ 就労移行率が8割以上の就労移行支援事業所数

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とすることとしておりますが、本町にあっては就労移行支援事業所がないため、目標設定はしていません。

④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

項目	目標数値	実績
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	100% 人 1	令和3年度 0人 令和4年度 0人 令和5年度 0人（見込）

本町では就労定着支援の利用者が計画期間中なかったことから、サービスの周知と利用を促していくことが課題となっています。

(4) 地域生活支援拠点の整備

項目	目標数値	実績見込	備考
地域生活支援拠点の整備	箇所 1	箇所 0	令和5年度末までに圏域での整備

地域生活支援拠点の整備については、圏域での整備に向け、関係自治体等で検討をしてきましたが整備には至りませんでした。引き続き、圏域での整備に向けて検討を続けていきます。

2 障がい福祉サービスの実績

第6期計画の実績は次のとおりです。（令和5年度は見込み）

(1) 訪問系サービス

単位：時間、人/月

サービスの種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間	8	17	8	17.4	10	17.6
	利用者数	4	4	4	3	5	4

サービスの利用時間については計画に対し実績が上回っておりますが、利用者数については計画に対し実績が下回りました。

(2) 日中活動系サービス

単位：人/月

サービスの種別	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	日数	550	531.3	550	573.6	570	575.0
	利用者数	28	27	28	28	29	29
自立訓練 (機能訓練)	日数	0	0	0	0	5	0
	利用者数	0	0	0	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	日数	0	0	0	0	5	0
	利用者数	0	0	0	0	1	0
就労移行支援	日数	1.2	0.4	1.2	0	2.4	0
	利用者数	1	1	1	0	2	0
就労継続支援 (A型)	日数	90	69.7	90	81.7	108	82.0
	利用者数	5	4	5	5	6	6
就労継続支援 (B型)	日数	420	417.9	420	393.3	440	410.0
	利用者数	23	21	23	22	24	22
就労定着支援	利用者数	0	0	0	0	1	0
療養介護	利用者数	4	4	4	4	4	4
短期入所	日数	36	46.3	42	40.3	48	42.5
	利用者数	6	6	7	6	8	6

生活介護については、利用者が高齢化傾向にあり、介護保険サービスへのスムーズな移行が課題となっています。

自立訓練、就労定着支援については利用者がありませんでした。施設から地域への移行を考える上では必要となってくるサービスであることから、サービス利用を今後促していくことが求められます。

(3) 居住系サービス

単位：人/月

サービスの種別	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	9	9	9	9	10	9
施設入所支援	利用者数	14	14	14	13	13	13

(4) 相談支援

単位：人/月

サービスの種別	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人分	11	10.1	11	10.6	11	10.2
地域移行支援	人分	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人分	0	0	1	0	1	0

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	0回	0回	3回	0回	3回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	40人	0人	40人	40人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回	0回	1回	1回

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の共同生活援助	2人	2人	2人	2人	2人	2人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数	1件	0件	1件	0件	1件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	0件	1件	0件	1件	0件
地域の相談機関等との連携強化のための取組の実施回数	1件	0件	1件	0件	1件	0件

(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
障がい福祉サービス等に係る各種研修の平泉町職員の参加人数	2人	3人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	0回	1回	0回	1回	1回

(8) 発達障がい者に対する支援

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	2人	0人	2人	2人	4人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人

3 地域生活支援事業の実績

第6期計画の実績は次のとおりです。（令和5年度は見込み）

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		備考
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
1 理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有	実施の有無
2 自発的活動支援事業		無	無	無	無	無	無	実施の有無
3 相談支援事業								
①障がい者相談支援事業	箇所	10	10	10	10	10	10	実施箇所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有	有	設置の有無
②基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	有	有	有	有	有	有	実施の有無
③住宅入居等支援事業	箇所	無	無	無	無	無	無	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	1	0	実利用人員
5 成年後見制度法人後見支援事業	件	無	無	無	無	無	無	実施の有無
6 意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	2	2	2	2	2	実利用人員
②手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	0	給付件数
②自立生活支援用具	件	1	1	1	3	1	1	給付件数
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1	0	1	1	給付件数
④情報・意思疎通支援用具	件	1	2	1	1	1	1	給付件数
⑤排泄管理支援用具	件	200	221	200	217	200	220	給付件数
⑥在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	1	0	1	1	給付件数
8 手話奉仕員養成研修事業		無	無	無	無	無	無	実施の有無
9 移動支援事業	人	6	4	6	4	6	4	実利用人員
	時間	300	130	300	123	300	135	延利用時間
10 地域活動支援センター								
自市町村利用分	箇所	0	0	0	0	0	0	設置箇所数
	人	0	0	0	0	0	0	実利用人員
他市町村利用分（一関市）	箇所	2	2	2	2	2	2	設置箇所数
	人	5	5	5	5	5	5	実利用人員
11 日中一時支援事業	人	10	11	10	14	10	14	実利用人員
	回	600	745	600	698	600	690	延利用回数
12 自動車改造助成事業	件	1	1	1	0	1	1	給付件数

4 令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1) 地域移行と一般就労移行数値目標

①施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

国の指針では令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は以下の2点を基本としています。

ア 令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。

イ 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減する。

■町の取組

本町では、以上の点を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	人 13	
令和8年度末時点の入所者数 (B)	人 12	
①施設入所者の地域生活への移行者数	【目標値】 人 1	令和8年度までに地域移行する人の数
②施設入所者の削減数 (A) - (B)	【目標値】 人 1	令和8年度までに施設入所者の削減数

②福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

国の指針では、令和8年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上(うち、就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：1.29倍以上、就労継続B型事業：1.28倍以上)とすることとしています。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとしています。

さらに、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることとし、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることとしています。

■町の取組

本町では、以上の点を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目		目標数値
福祉施設から一般就労への移行等	令和4年度の一般就労移行者数	0人
	令和8年度の移行者	1人以上 〔内訳〕 ・移行支援：0人 ・就労A型：1人 ・就労B型：0人
	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1人以上 (100%)

なお、国の指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とすることとしておりますが、本町にあっては就労移行支援事業所がないため、目標設定は行いません。

③地域生活支援の充実

■国の指針

国の指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととしています。

また、強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

■町の取組

本町では、この基準に従い地域生活支援拠点等の機能を確保するため、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との協議・検討を行い、令和8年度までに圏域（一関市・平泉町）での整備に努めます。また、整備完了後はその機能の充実を図るため一関地区障害者地域自立支援協議会等を通し、運用状況の検証及び検討を行います。

項目	目標数値	備考
地域生活支援拠点等	1か所	令和8年度末までに圏域で1か所整備
整備後の運用状況の検証及び検討	令和6年度 2回 令和7年度 2回 令和8年度 2回	
強度行動障がいをもつ者の方への支援体制の整備	整備	

④相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

国の指針では、令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこととしています。

■町の取組

当圏域では、基幹相談支援センターが設置されていることから、関係事業所と連携しながら引き続き基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に努めます。

項目	目標数値	備考
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1 箇所	基幹相談支援センターを中心とした充実
協議会の体制の確保	1 箇所	地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施

⑤障がい福祉サービス等の質の向上

■国の指針

国の指針では、令和8年度までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

■町の取組

本町では障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について事業者と共有し、サービスの質の向上に努めます。

項目	目標数値	備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について事業者と共有

5 障がい福祉サービス等の見込み量

第7期計画におけるサービスの見込み量とその確保のための方策は次のとおりです。これまでの利用実績や利用者個々の状態を勘案し推計します。

(1) 訪問系サービス

単位：時間、人/月

種 類	サービス量（月間量） 及び利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行動 援護・重度障害者等 包括支援	サービス量（時間分）	18	18	20
	利用者数（人）	4	4	5

【見込み量確保のための方策】

相談支援事業所やサービス事業所と連携し、障がい者へサービス内容の周知及び利用勧奨に努めます。

(2) 日中活動系サービス

単位：時間、人/月

種 類	サービス量（月間量） 及び利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	サービス量（人日分）	575.0	575.0	595.0
	利用者数（人）	29	29	30
自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日分）	0	0	5
	利用者数（人）	0	0	1
就労選択支援	サービス量（人日分）	0	0	5
	利用者数（人）	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日分）	0	0	5
	利用者数（人）	0	0	1
就労移行支援	サービス量（人日分）	1.2	1.2	1.2
	利用者数（人）	1	1	1
就労継続支援（A型）	サービス量（人日分）	82.0	82.0	95.0
	利用者数（人）	6	6	7
就労継続支援（B型）	サービス量（人日分）	410.0	410.0	428.0
	利用者数（人）	22	22	23
就労定着支援	利用者数（人）	0	0	1
療養介護	利用者数（人）	4	4	4
短期入所	サービス量（人日分）	43.0	43.0	50.0
	利用者数（人）	6	6	7

※短期入所【新規】

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患等の疾患を有する者が短期入所として医療機関等を利用する。

【見込み量確保のための方策】

- ・ 町内のサービス事業所の整備について必要な支援を行います。
- ・ 町内ですべての障がいの特性に応じた事業所の数に限りがあるため、近隣自治体の事業所と連携しながらサービス利用を促します。
- ・ 就労系のサービスについてはハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しサービスの利用を促進します。
- ・ 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業（医療的ケアを必要とする在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）に短期入所サービスを利用した事業所に対して、利用日数に応じて、通常の介護給付費に上乗せして介護給付費を給付）を実施し、超重症児（者）等の短期入所利用を促進します。

(3) 居住系サービス

単位：時間、人/月

種 類	利用者数（月間量）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	9	9	10
施設入所支援	利用者数（人）	13	13	14
地域生活支援拠点等	利用者数（人）	1	1	2

【見込み量確保のための方策】

- ・ 共同生活援助や共同生活介護は地域移行を推進するために必要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれます。自立支援協議会や関係機関を通じて提供事業所の拡大を働きかけます。
- ・ 施設入所支援については町内に施設が整備されていることから、今後も事業所と連携を図りながら、適切なサービス提供に努めます。

(4) 相談支援

単位：時間、人/月

種 類	利用者数（月間量）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	11	11	12
地域移行支援	利用者数（人）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人）	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

- ・ 利用者に必要なサービス等利用計画が作成されるよう、一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、相談支援専門員同士の情報交換の場の設定、相談員のスキルアップやプラン策定に係る人材の確保に努めます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	40人	40人	40人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【見込み量確保のための方策】

- ・保健・医療及び福祉関係者による協議の場を圏域で設置し、関係者が連携して精神障がい者を支えることができる体制構築を目指します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助	2人	2人	2人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	1人
精神病床における退院患者の退院後の行き先	0人	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関等との連携強化のための取組の実施回数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターにおける主任相談専門員の配置数	1件	1件	1件
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	1件	1件	1件

(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の平泉町職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

(8) 発達障がい者に対する支援

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援センター設置に向けた取組	1回	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	2人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

6 地域生活支援事業等の見込み量

第7期計画におけるサービスの見込み量とその確保のための方策は次のとおりです。見込み量は、これまでの利用実績や利用者個々の状態を勘案し、推計します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進研修・啓発事業		有	有	有	実施の有無
2 自発的活動支援事業		無	無	無	実施の有無
3 相談支援事業					
①障害者相談支援事業	箇所	10	10	10	
基幹相談支援センター	箇所	有	有	有	設置の有無
②基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有	実施の有無
③住宅入居等支援事業		無	無	無	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	実利用人員
5 成年後見制度法人後見支援事業	件	無	無	無	実施の有無
6 意思疎通支援事業					
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	2	2	実利用人員
②手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件	1	1	1	給付見込み件数
②自立生活支援用具	件	1	1	1	給付見込み件数
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1	給付見込み件数
④情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	給付見込み件数
⑤排泄管理支援用具	件	220	220	220	給付見込み件数
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	1	給付見込み件数
8 手話奉仕員養成研修事業		無	無	無	実施の有無
9 移動支援事業	人	5	5	5	実利用人員
	時間	135	135	135	延べ利用時間
10 地域活動支援センター					
自市町村利用分	箇所	0	0	0	設置箇所数
	人	0	0	0	実利用人員
他市町村利用分(一関市)	箇所	2	2	2	設置箇所数
	人	5	5	5	実利用人員
11 日中一時支援事業	人	14	14	14	実利用人員
	回	700	700	700	延べ利用回数
12 自動車改造助成事業	件	1	1	1	給付見込み件数

【見込み量確保のための方策】

○理解促進研修・啓発事業

既存事業の活用等実施方法を検討しながら、「障がい」に関する理解促進・啓発に取り組みます。

○相談支援事業

基幹相談支援センターを中心に、町内の相談支援事業所、一関市、奥州市の相談支援事業所と相談支援の委託を行い、利用者が使いやすい相談支援体制の構築に努めます。

自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者の多様なニーズに対応できる支援体制づくりを行います。

療育支援が必要な障がい児や発達障がい児が支援を受けられるよう関係機関との連携を図ります。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見が必要と認められる障がいのある人等に対し、基幹相談支援センター又は平泉成年後見センターと連携し、制度の利用を支援します。

○意思疎通支援事業

手話通訳者の育成に努め、利用者が希望するサービスを常に提供できる体制を整えます。

○日常生活用具給付等事業

「障がい者保健福祉ガイドブック」等を活用し、事業に係る普及啓発を行うとともに必要とする人が日常生活用具の給付が受けられるよう、相談体制の充実に努めます。

引き続き低所得者への利用者負担の軽減、減免を行います。

○手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成の事業実施に向けた委託先の検討など、意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援の充実に努めます。

○移動支援事業

社会参加を促すため、事業内容の周知を図るとともに、引き続き低所得者への利用者への利用者負担の軽減、減免を行います。

○地域活動支援センター事業

町内には地域活動センターが設置されていないため、近隣自治体に所在する事業所と連携を図り障がい者が必要とするときに利用できる支援体制の充実に努めます。

○日中一時支援事業

障がいのある人を介護している家族の負担を軽減するため、障がい者の家庭環境を把握しながら事業を実施します。医療的ケアのある障がいのある人が利用しやすい体制について検討します。引き続き低所得者への利用者負担の軽減、減免を行います。

第3期平泉町障がい児福祉計画

Ⅶ 第3期平泉町障がい児福祉計画

この計画は、障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量等を定めるものです。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障がい児福祉計画に盛り込む内容は次のとおりです。

1 第2期計画における目標達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置

項目	目標	実績見込	備考
児童発達支援センター	箇所 1	箇所 0	圏域での設置

児童発達支援センターの設置の目標は1となっておりますが、サービス提供に係る人材の不足や設置基準を満たす設備有無などの課題がみられ、設置には至っておりません。今後も児童発達支援センター設置に向け、関係機関と連携を図ります。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標	実績見込	備考
保育所等訪問支援	箇所 2	箇所 2	圏域での利用

保育所等訪問支援に関しては2事業所においてサービスの利用が可能であり、目標達成に至りました。今年度支給決定をしている児童においても保育所等訪問支援の利用があります。

児童の状況に応じ、保育所等訪問支援が継続して利用できるサービスとなるよう障がい児通所支援の理解と利用促進に努めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する体制の整備

項目	目標	実績見込	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所	箇所 1	箇所 1	圏域での確保

圏域において、1事業所で重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が可能です。また、町内においても重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを利用できる事業所があります。

町内において重症心身障がい児に該当する障がい児は少ない状況ですが、該当する児童の把握に努めるとともに、サービスの利用促進を図ります。

(4) 医療的ケア児のための関係機関の連携

項目	目標	実績見込	備考
医療的ケア児に対する支援に関する協議の場	設置に向けて検討	設置	圏域での設置

平成 31 年3月より一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会において医療的ケア児に対する支援に関する協議の場としての機能を担っています。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	目標 0 人	目標 1 人	目標 1 人
	実績 0 人	実績 1 人	実績見込 3 人

令和元年度より岩手県にて医療的ケア児コーディネーターの研修会を実施しており、令和4年度に1人、令和5年度に3人設置したことから、目標達成となっております。

2 障がい児通所支援等の実績

第2期平泉町障がい児福祉計画で見込んだ障がい児に対するサービスの実績は次のとおりです（令和5年度は見込み）。

単位：日/月、人

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
児童発達支援	日数	2	15.4	2	2.3	7	2.0
	利用者数	1	4	1	6	2	3
医療型児発達支援	日数	0	0	0	0	2	0
	利用者数	0	0	0	0	1	0
放課後等デイサービス	日数	160	181	160	147.7	170	150
	利用者数	17	17	17	15	18	13
保育所等訪問支援	日数	1	1.3	1	0.8	2	1.0
	利用者数	3	7	3	8	4	5
居宅訪問型児童発達支援	日数	0	0	0	0	2	0
	利用者数	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	利用者数	17	19	17	22	18	20

3 令和8年度の成果目標

障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等の成果目標は次のとおりです。目標の設定にあたっては、第2期計画における目標達成状況の評価を行い、その結果を踏まえて令和6年度から令和8年度までの数値目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの設置

■国の指針

国の指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制構築を目指すため、令和8年末までに児童発達支援センターを町又は圏域で少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

■町の取組

当町では町の実情等を踏まえて、次のとおり成果目標を設定します。

項目	目標	備考
児童発達支援センター	箇所 1	令和8年度末まで（圏域での設置）

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

■国の指針

国の指針では、令和8年末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

■町の取組

当町では町の実情等を踏まえて、次のとおり成果目標を設定します。

項目	目標	備考
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	構築	令和8年度末まで

(3) 重症心身障がい児を支援する体制の整備

■国の指針

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、令和8年度末までに、町又は圏域で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本としています。

■町の取組

当町では令和2年度までに1事業所の実績があります。今後も該当する児童の把握に努め、サービスの利用促進を図ります。

項目	目標	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所	箇所 1	令和8年度末まで（圏域での確保）

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

■国の指針

国の方針では、令和8年度末までに町又は圏域で、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため協議の場を設けることや医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを町又は圏域で配置することを基本としています。

■町の取組

当町では、一関市と共に一関地区障害者地域自立支援協議会子ども部会を圏域における協議の場として位置付けています。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、町の実情等を踏まえて、次のとおり成果目標を設定します。

項目	目標	備考		
医療的ケア児に対する支援に関する協議の場	箇所 1	令和8年度末まで（圏域での設置）		
		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		3人	3人	4人

4 サービス等の見込み量

第3期平泉町障がい児福祉計画のサービス見込み量とその確保のための方策は次のとおりです。サービスの見込み量はこれまでの利用実績や利用者個々の状態を勘案し推計します。

単位：日/月、人

種類	利用者数（月間量）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	サービス量（人日分）	3.0	3.0	4.0
	利用者数（人）	4	4	5
医療型児童発達支援	サービス量（人日分）	0	0	2
	利用者数（人）	0	0	1
放課後等デイサービス	サービス量（人日分）	150	150	160
	利用者数（人）	13	13	14
保育所等訪問支援	サービス量（人日分）	1.0	1.0	1.2
	利用者数（人）	6	6	7
居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日分）	0	0	2
	利用者数（人）	0	0	1
福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設	利用者数（人）	0	0	1
障がい児相談支援	利用者数（人）	20	20	21

【見込み量確保のための方策】

- 町内のサービス事業所との連携を強化し、円滑な支援の受入体制を図るとともに、近隣自治体に所在する事業所利用の促進します。
- 障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携をとりながら、サービス量の確保と質の向上に努めます。
- 利用者、保護者、サービス提供事業所、相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校、県立療育センター等関係機関と連携を図り、医療的ケア児を含む特別な支援を要する児童等の個々に応じた適切なサービス提供に努めます。

5 その他のサービス

当町では、障がいの診断に至らずともなんらかの支援が必要と認められたお子さんや保護者を対象に、子育て支援事業においてさまざまな事業を実施しています。町内に児童発達支援のサービス事業所がないことから、幼児期においては貴重な発達支援の場となっています。

また、重度の身体障がいや知的障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの実態に応じて、通いの場を設け、子どもの成長を見守っています。

それぞれの事業の方針は次のとおりです。

- 「発達支援教室」において、支援の必要な子どもの個々の課題に沿って関わり方を工夫するとともに、保護者支援を行います。
- 重度の身体障がいや知的障がいなどで通所での支援の利用が困難な乳幼児で希望する人に対し、家庭を訪問し、子どもの育ちと保護者の心を支援するため、関係機関と連携を図り、体制の整備に努めます。
- 重度の身体障がいや知的障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその保護者を対象に、子どものそだちを促すための活動と保護者の相談、交流をすることができる場の設置のため、関係機関と連携を図り、特別な支援が必要な子どもとその家族に対し、支援する場の構築に努めます。

○「ペアレント・プログラム」を継続実施し、発達に支援が必要な子どもや育てにくい子どもへの適切な声のかけ方や接し方について、保護者が学ぶ機会を設けます。

資料編

資料1 策定経過

令和5年7月	障がい者アンケート実施
令和5年9月	一関地区障害者地域自立支援協議会運営委員会 ・アンケート結果及び次期目標量報告
令和5年10月	一関地区障害者地域自立支援協議会 ・アンケート結果及び次期目標量報告
令和5年12月	一関地区障害者地域自立支援協議会運営委員会 ・計画案協議
令和6年1月	一関地区障害者地域自立支援協議会 ・計画案協議
令和6年2月	・平泉町障がい者福祉計画策定に係る懇談会（町内関係者） ・パブリックコメント ・町議会全員協議会にて計画案協議

資料2 アンケート集計結果

〔調査概要〕

① 調査目的

本調査は、令和6年4月からの6年間を計画期間とする「平泉町障がい者福祉計画」の策定にあたり、住民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、調査を実施しました。なお、調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

③ 調査期間

令和5年7～8月

④ 調査種別と回収結果

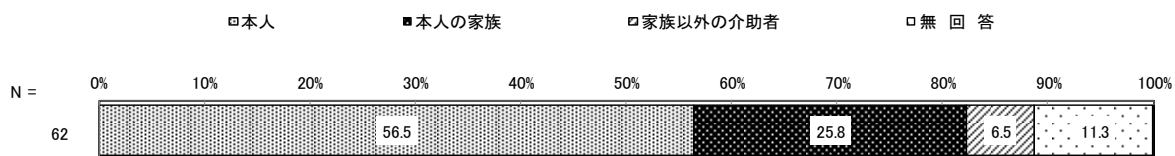
対象	配布数	回収数	回収率
各種障がい手帳をお持ちの方や難病患者の方のうち無作為に抽出された方	120票	62票	51.7%

〔調査結果〕

（回答者属性）

○回答者

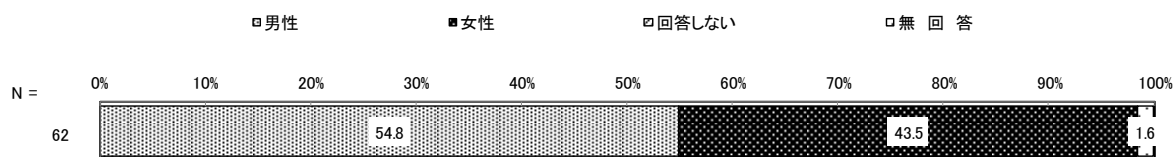
「本人」が57%と多く、次いで「本人の家族」が26%、「家族以外の介助者」が7%でした。



（回答対象者属性）

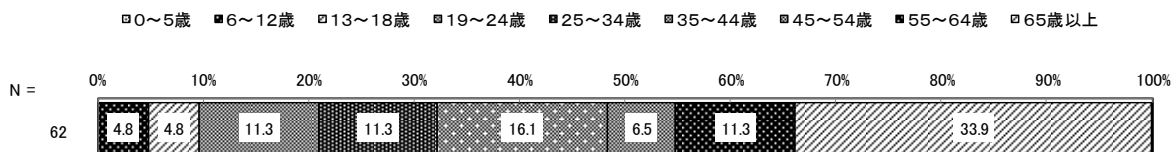
○性別

「男性」が55%、「女性」が44%でした。



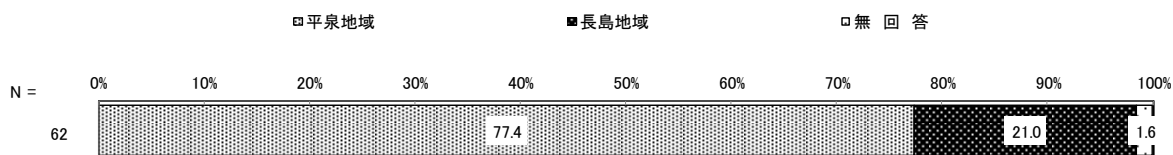
○年齢

令和5年7月1日現在の年齢は、「65歳以上」が34%と多く、次いで「35～44歳」が16%、「19～24歳」「25～34歳」「55～64歳」がそれぞれ11%でした。



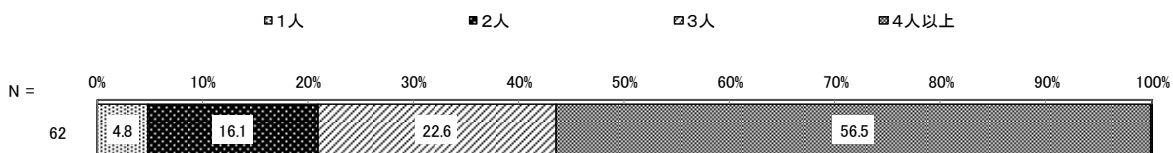
○居住地域

「平泉地域」が77%、「長島地域」が21%でした。



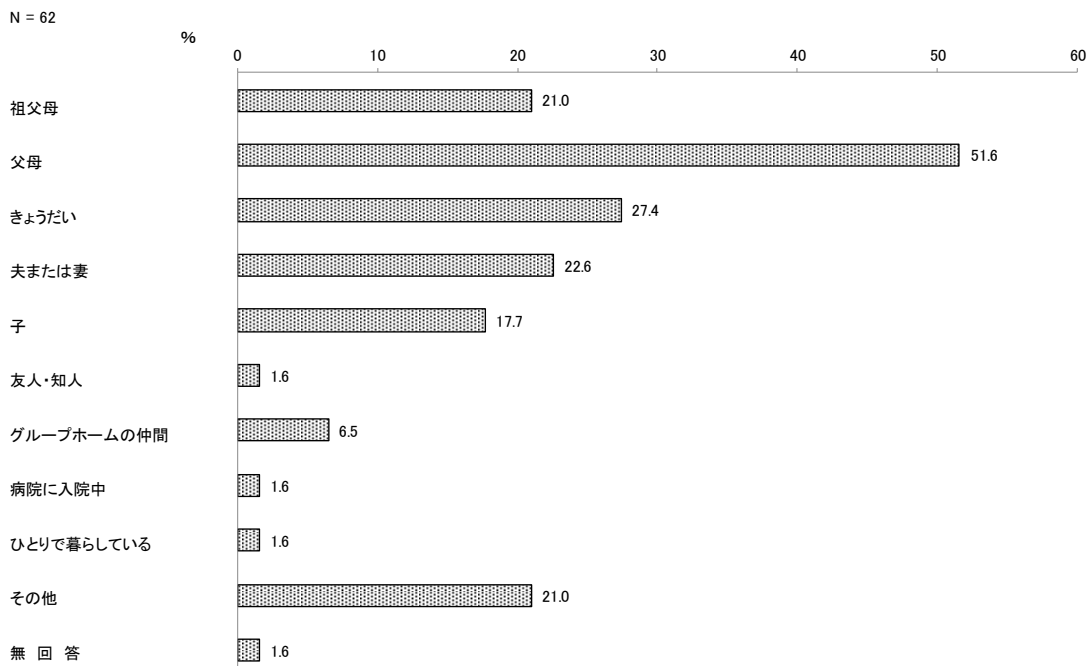
○居住人数

「4人以上」が57%と多く、次いで「3人」が23%、「2人」が16%でした。



○同居人

「父母」が52%と多く、次いで「きょうだい」が27%、「夫または妻」が23%でした。



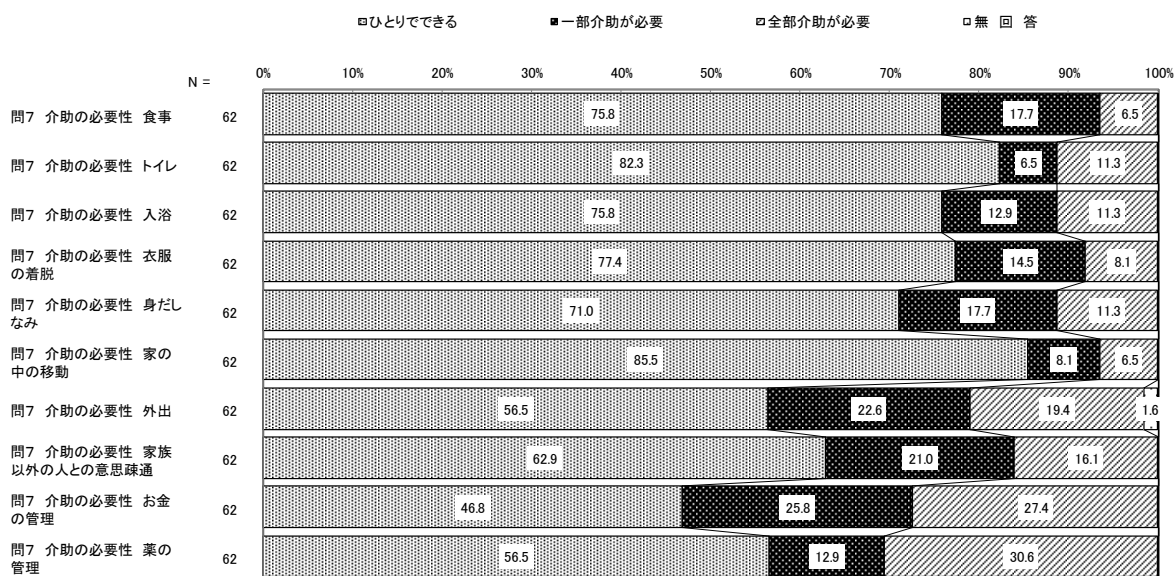
(回答対象者自身について)

○介助の必要性

「ひとりでできる」の項目では、「家の中の移動」が86%、「トイレ」が82%、「衣服の着脱」が77%と多くなっています。

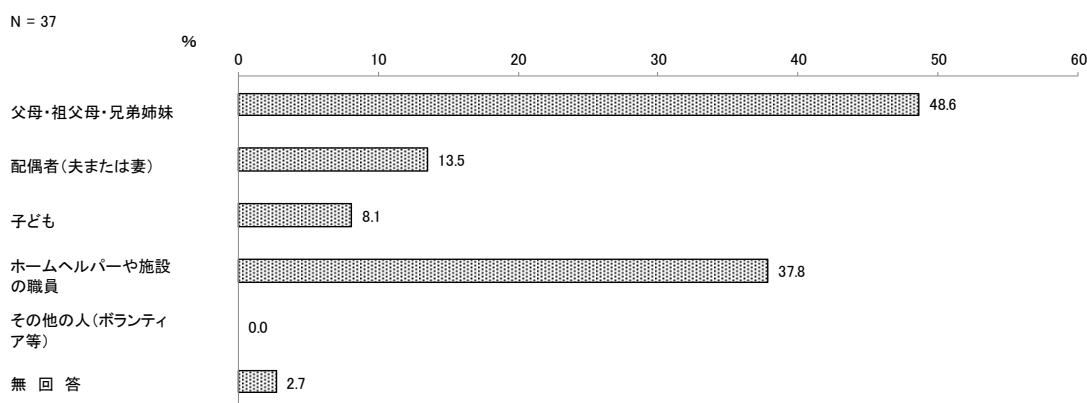
「一部介助が必要」な項目では、「お金の管理」が26%、「外出」が23%、「家族以外の人との意思疎通」が21%と多くなっています。

「全部介助が必要」な項目では、「薬の管理」が31%、「お金の管理」が27%、「外出」が19%と多くなっています。



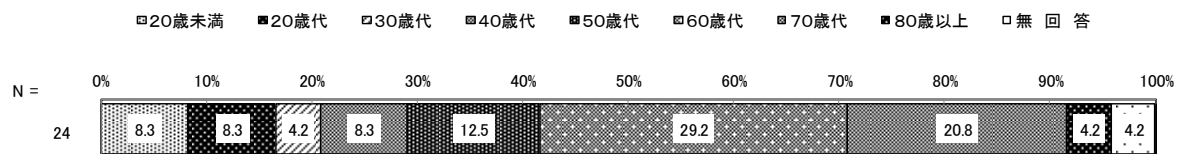
○介助者

「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」を選択した方で、あなたを介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が49%と多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が38%、「配偶者（夫または妻）」が14%となっています。



○介助者の年齢

あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢は、「60歳代」が29%と多く、次いで「70歳代」が21%、「50歳代」が13%となっています。



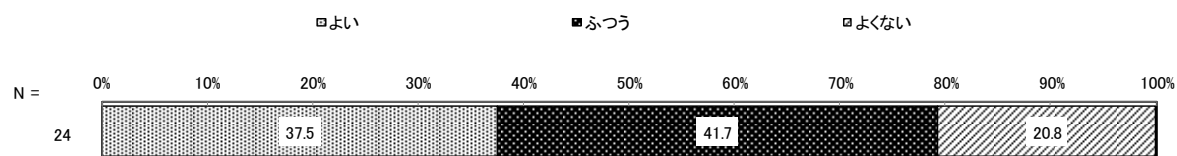
○介助者の性別

あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢は、「女性」が67%、「男性」が33%となっています。



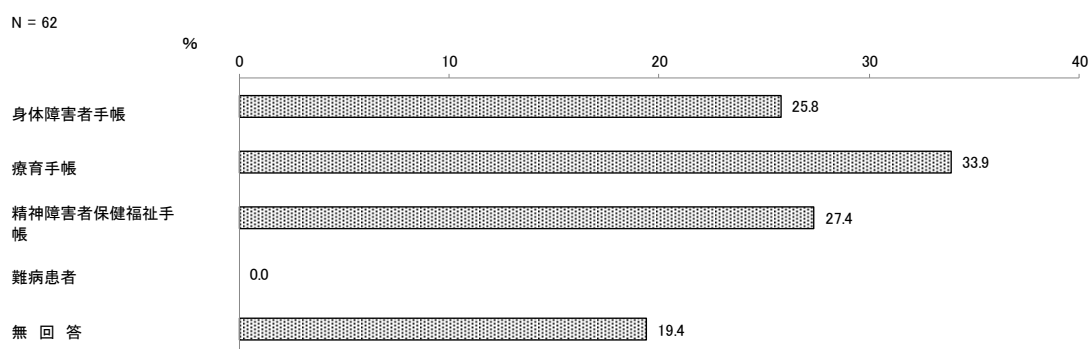
○介助者の健康状態

あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の健康状態は、「ふつう」が42%と多く、次いで「よい」が38%、「よくない」が21%となっています。



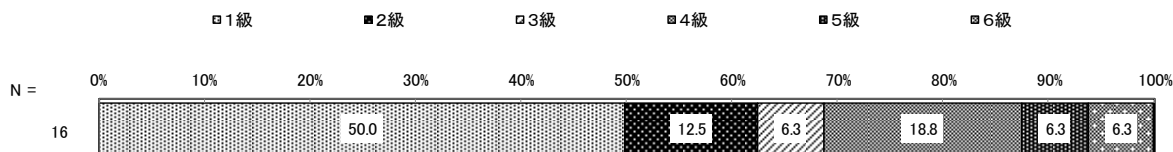
○障害者手帳等の所持状況

所持する手帳等は、「療育手帳」が34%と多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が27%、「身体障害者手帳」が26%となっています。



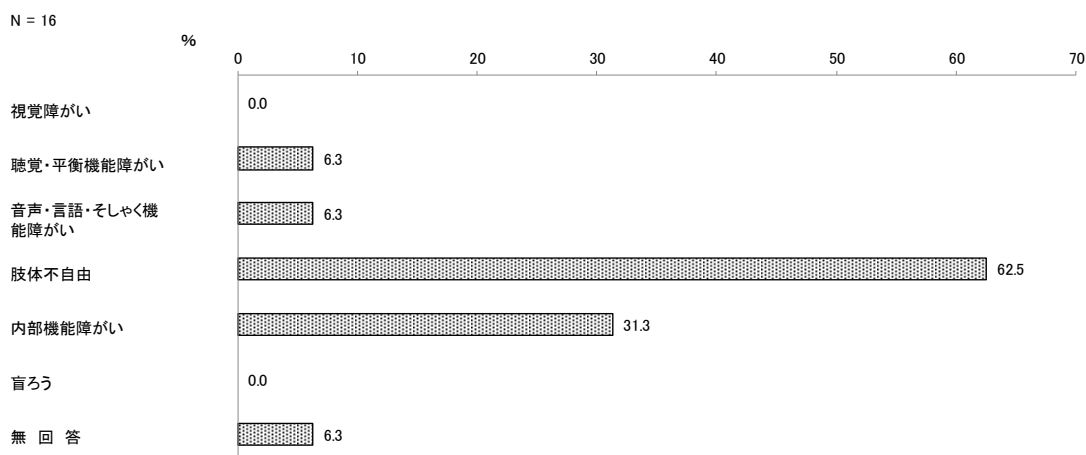
○身体障害者手帳所持者の等級

所持する身体障害者手帳の等級は、「1級」が50%と多く、次いで「4級」が19%、「2級」が13%となっています。



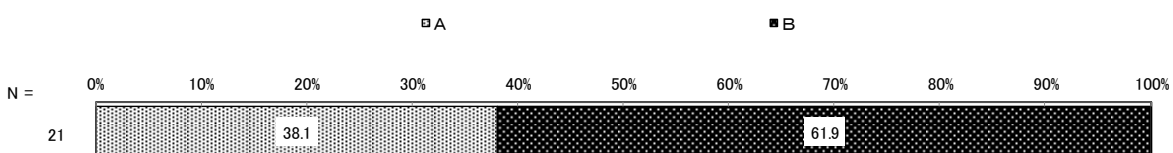
○身体障がいの状況

身体障がいの状況は、「肢体不自由」が63%と多く、次いで「内部機能障がい」が31%、「聴覚・平衡機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」がともに6%となっています。



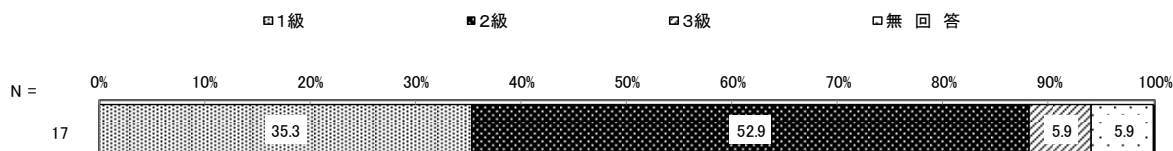
○療育手帳所持者の等級

所持する療育手帳の等級は、「B」が62%、「A」が38%となっています。



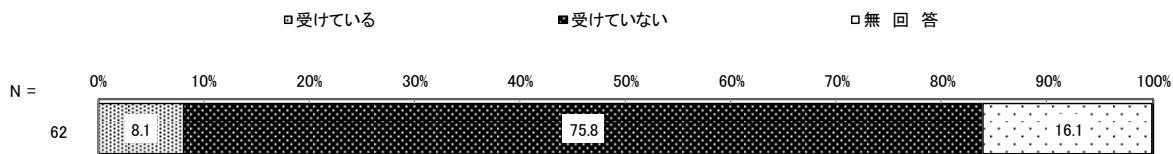
○精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

所持する精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が53%と多く、次いで「1級」が35%、「3級」が6%となっています。



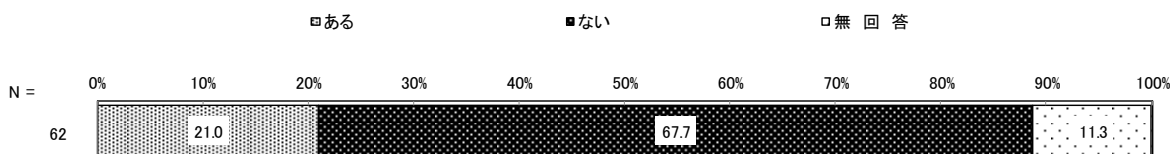
○重症心身障がいの認定状況

重症心身障がいの認定状況は、「受けていない」が76%、「受けている」が8%となっています。



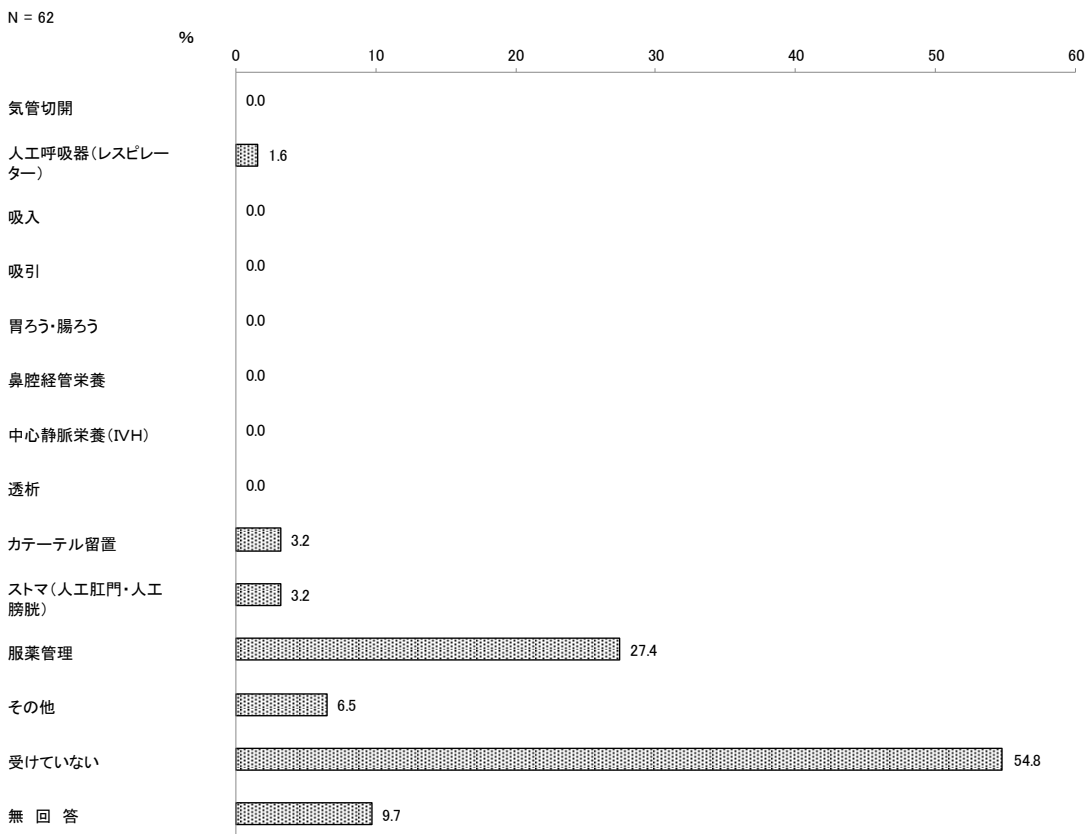
○発達障がいの診断状況

発達障がいとして診断されたことの有無は、「ない」が68%、「ある」が21%となっています。



○現在受けている医療的ケア

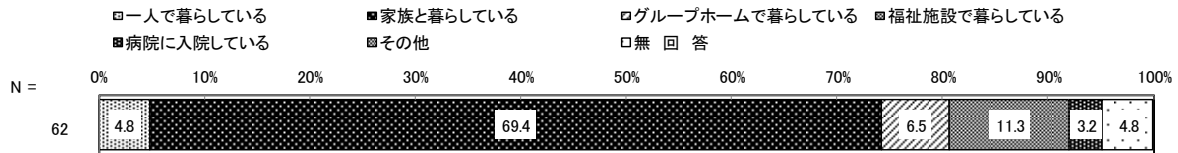
医療的ケアは、「受けていない」が55%と多く、次いで「服薬管理」が27%となっています。



(回答対象者の暮らしについて)

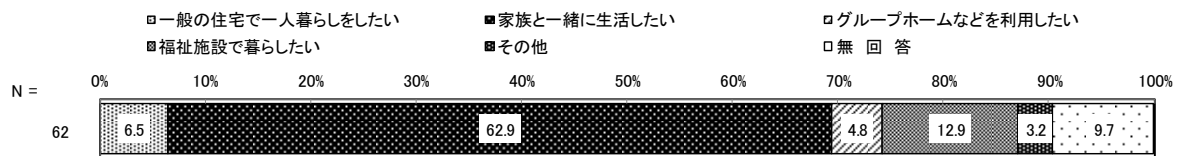
○現在の暮らし

「家族と暮らしている」が69%と多く、次いで「福祉施設で暮らしている」が11%、「グループホームで暮らしている」が7%となっています。



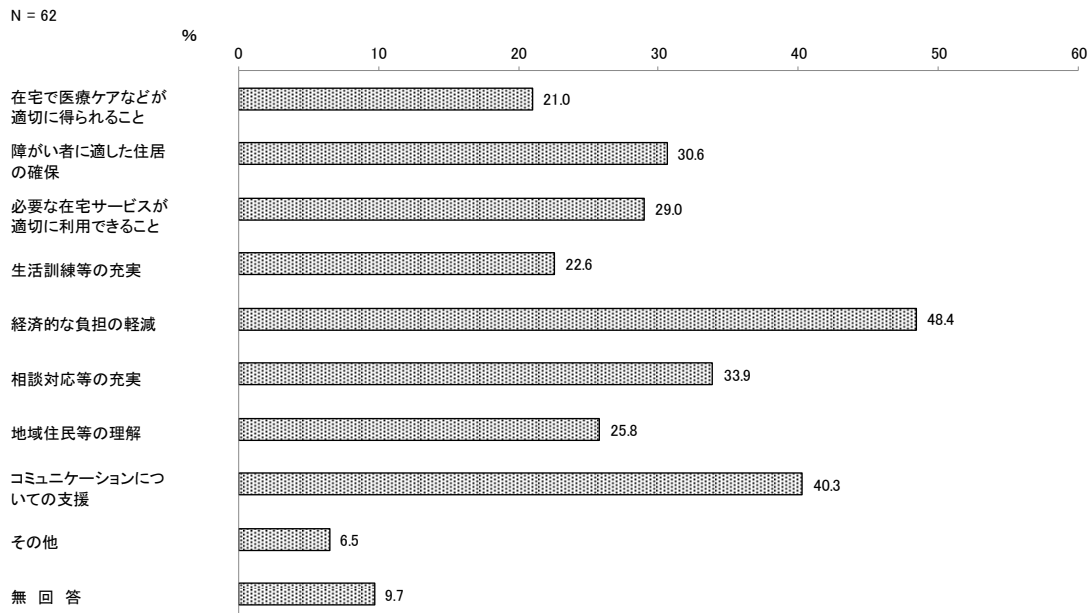
○今後の生活

今後3年以内の暮らし方について、「家族と一緒に生活したい」が63%と多く、次いで「福祉施設で暮らしたい」が13%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が7%となっています。



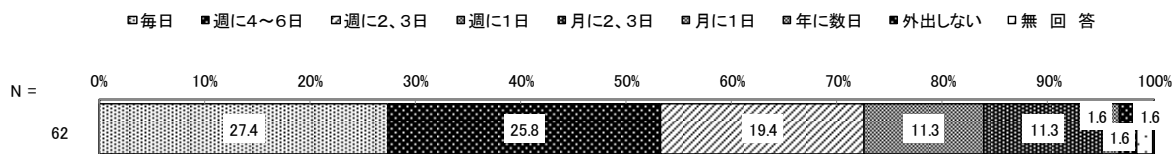
○希望する暮らしのために求める支援

「経済的な負担の軽減」が48%と多く、次いで「コミュニケーションについての支援」が40%、「相談対応等の充実」が34%となっています。



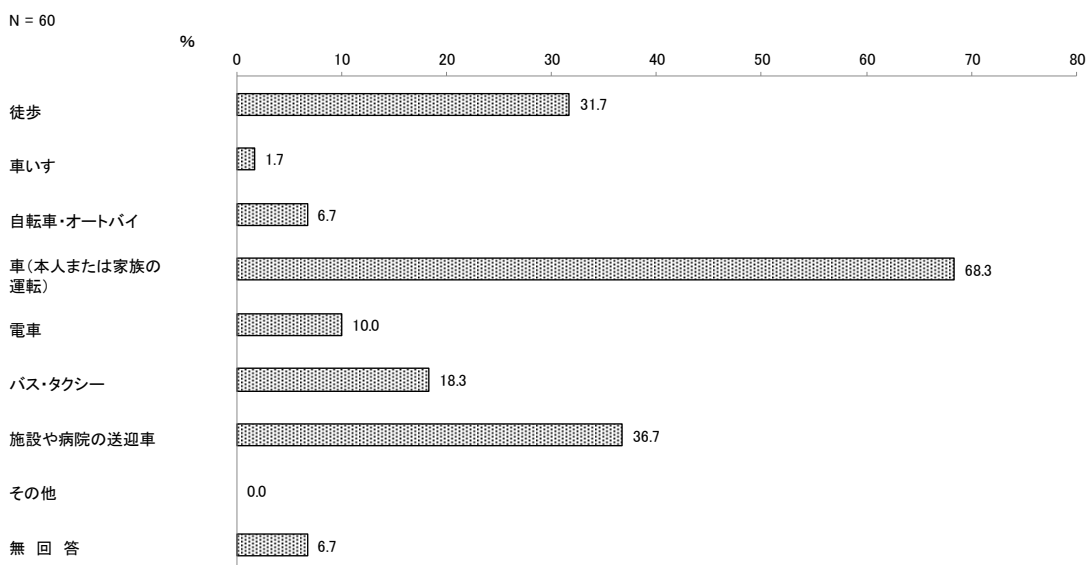
○外出の頻度

外出の頻度は、「毎日」が27%と多く、次いで「週に4～6日」が26%、「週に2、3日」が19%となっています。



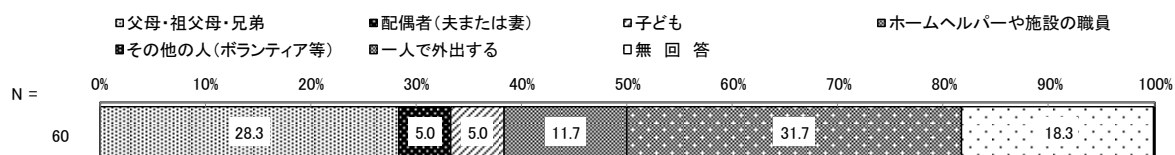
○外出するときのおもな交通手段

外出するときのおもな交通手段は、「車（本人または家族の運転）」が68%と多く、次いで「施設や病院の送迎車」が37%、「徒歩」が32%となっています。



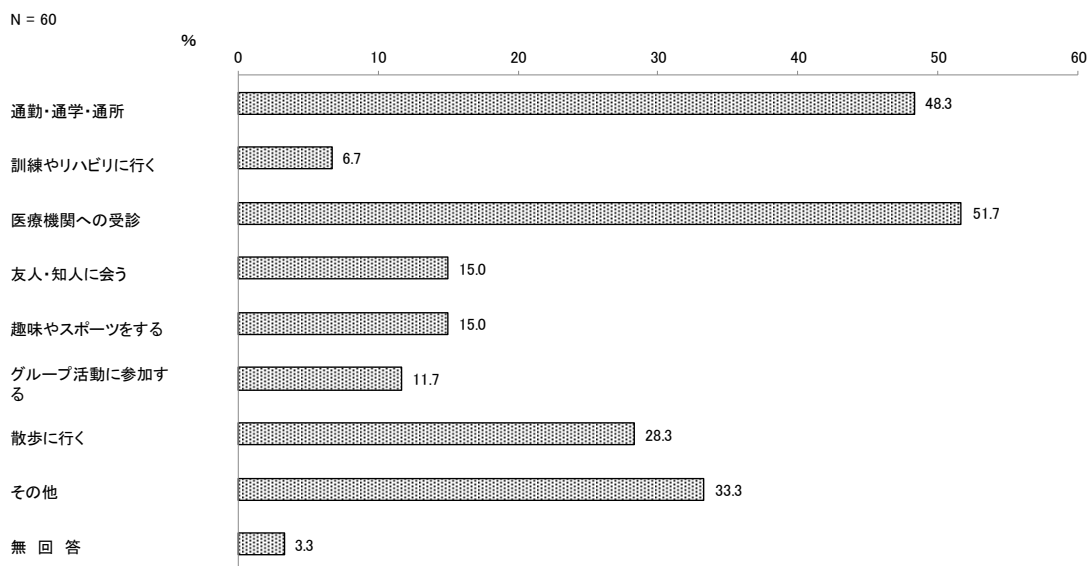
○外出する際の主な同伴者

「一人で外出する」が32%と多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が28%、「ホームヘルパーや施設の職員」が12%となっています。



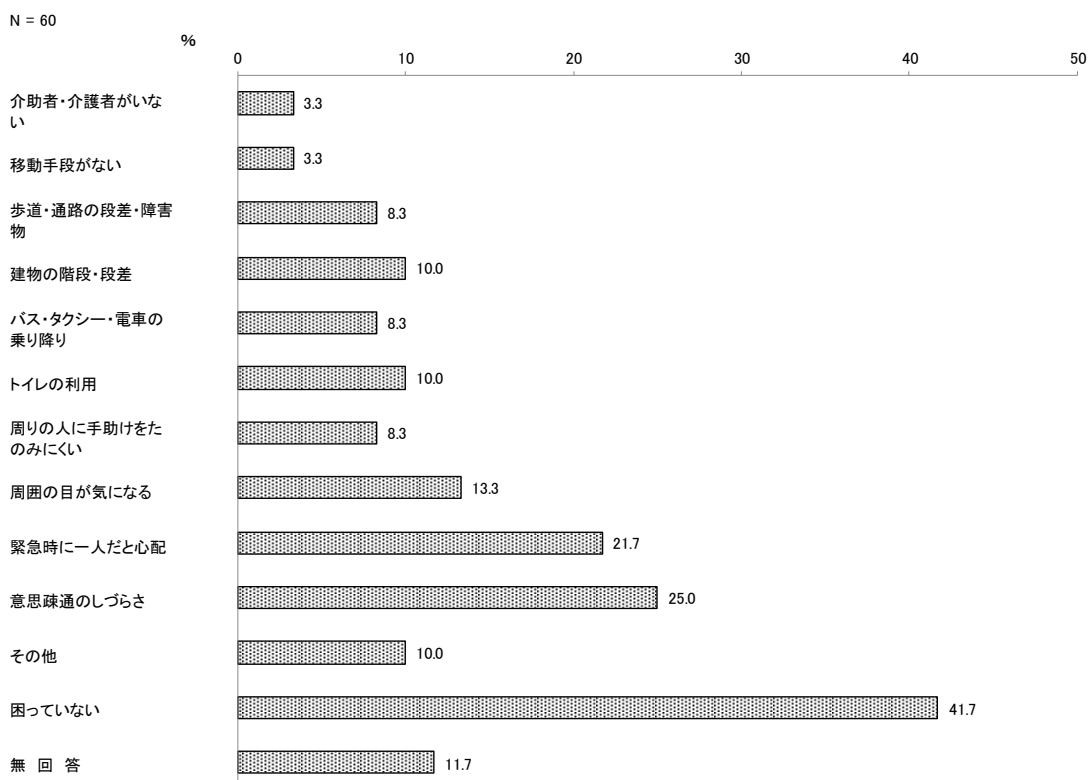
○外出の目的

「医療機関への受診」が52%と多く、次いで「通勤・通学・通所」が48%、「散歩に行く」が28%となっています。



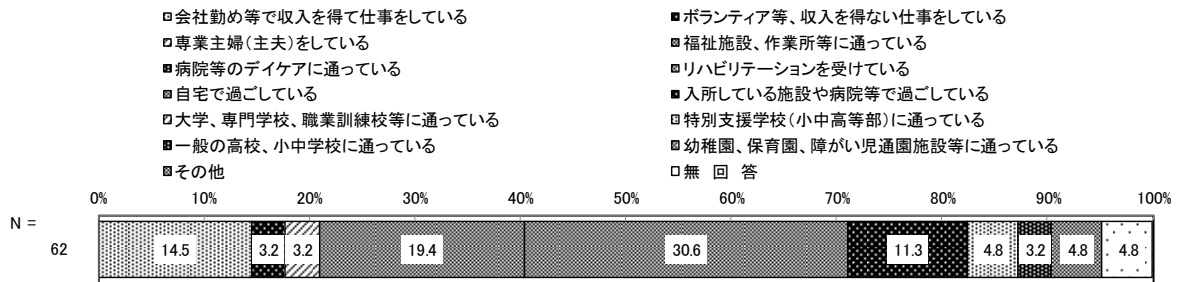
○外出時に困っていること

「困っていない」が42%と多く、次いで「意思疎通のしづらさ」が25%、「緊急時に一人だと心配」が22%となっています。



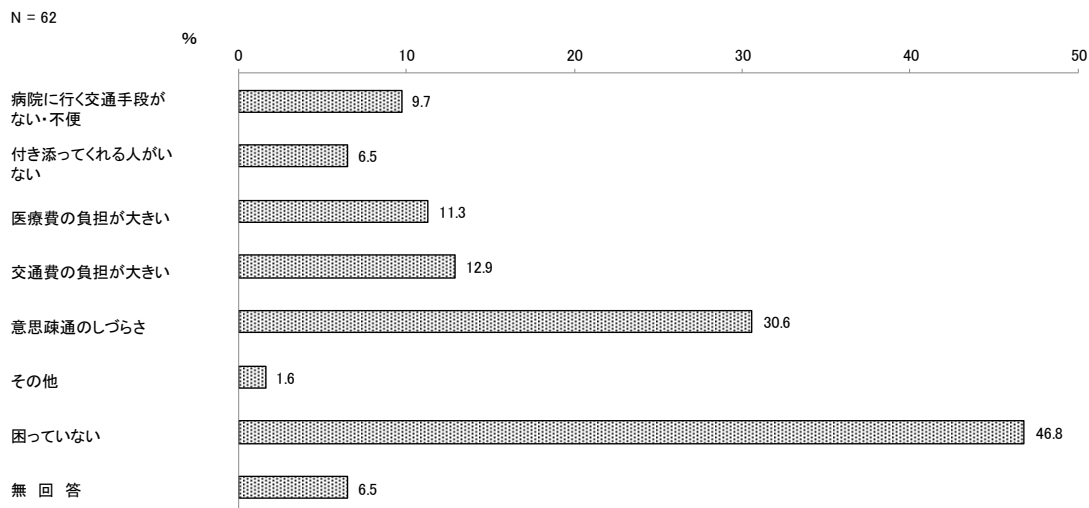
○平日の日中の過ごし方

平日の日中は、「自宅で過ごしている」が31%と多く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている」が19%、「会社勤め等で収入を得て仕事をしている」が15%となっています。



○医療を受けるときに困っていること

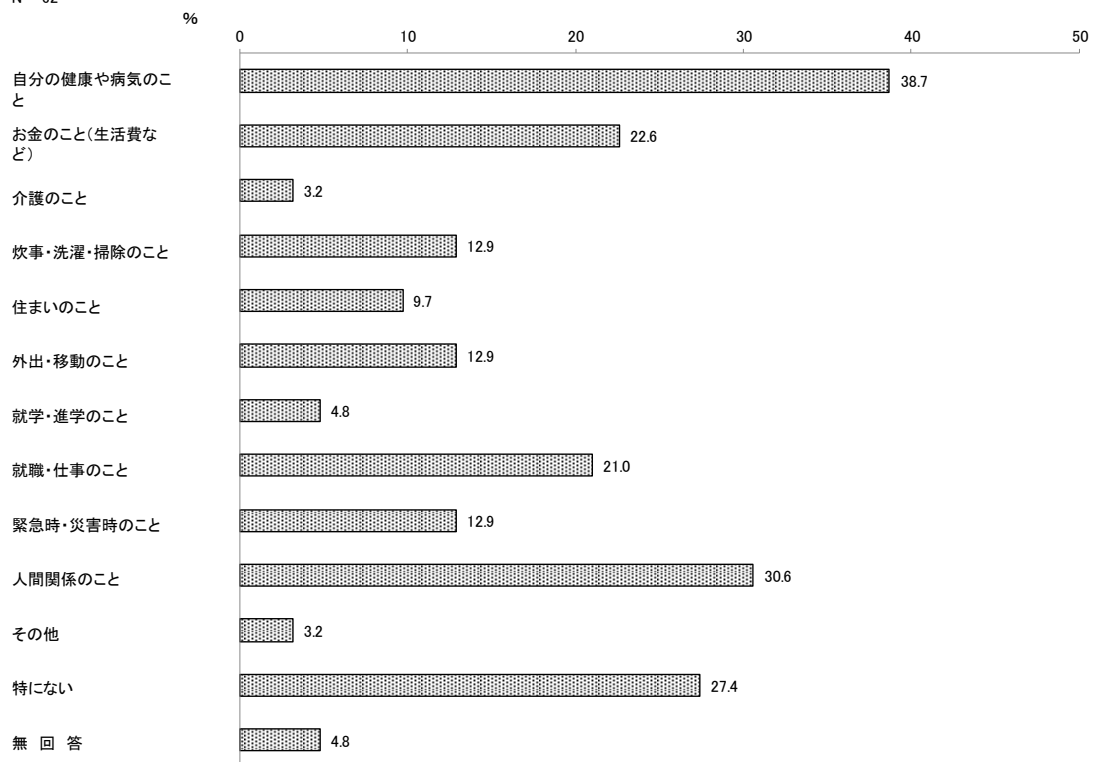
「困っていない」が47%と多く、次いで「意思疎通のしづらさ」が31%、「交通費の負担が大きい」が13%となっています。



○悩んでいることや相談したいこと

「自分の健康や病気のこと」が39%と多く、次いで「人間関係のこと」が31%、「特にな
い」が27%となっています。

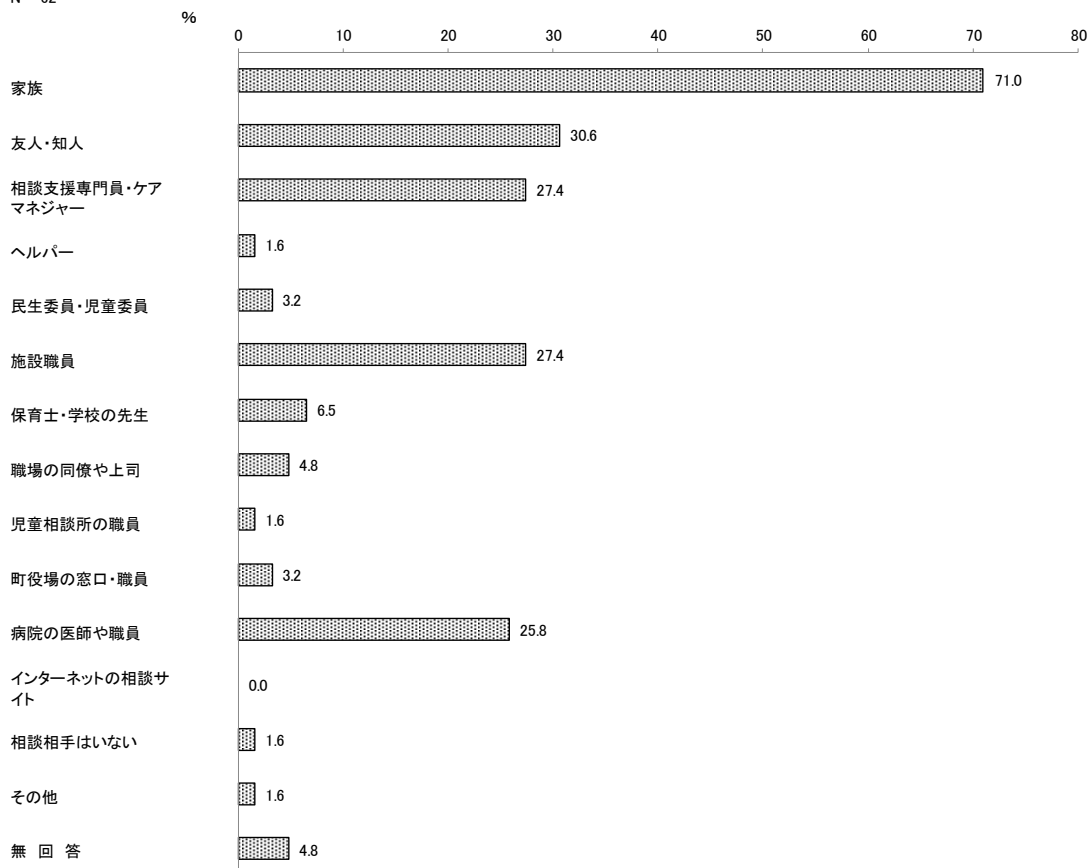
N = 62



○悩んでいることを相談する相手

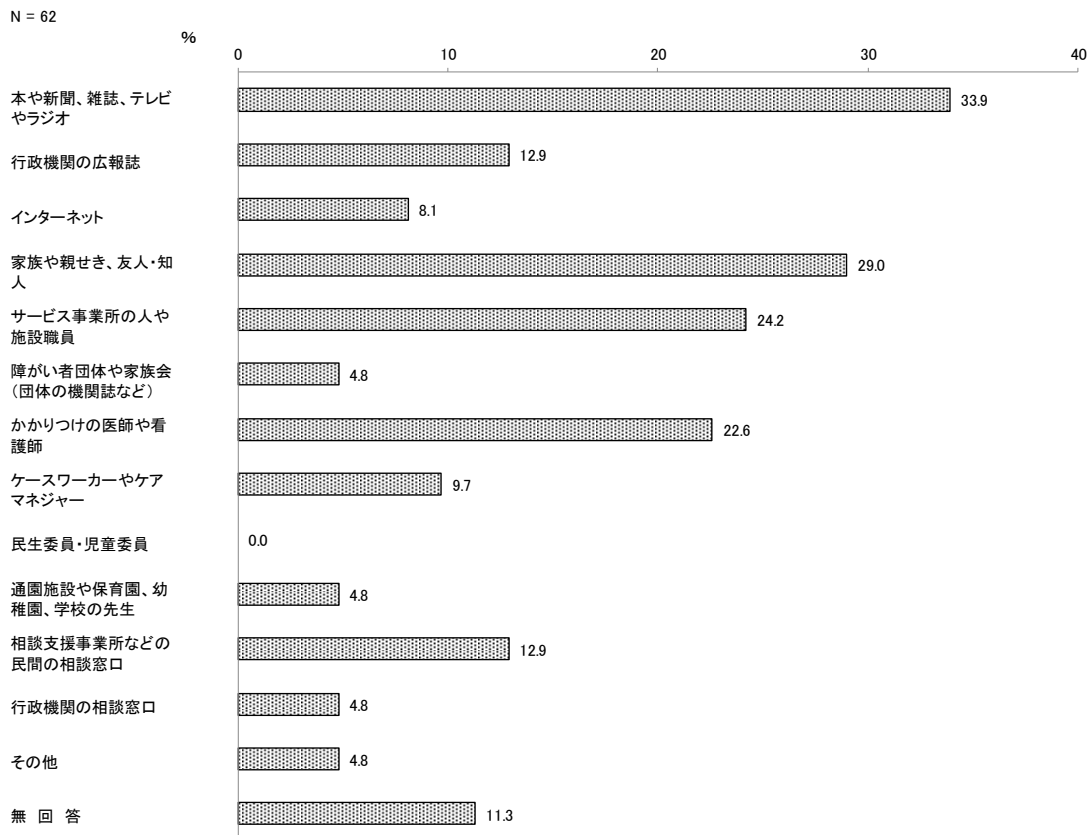
「家族」が71%と多く、次いで「友人・知人」が31%、「相談支援専門員・ケアマネジャー」「施設職員」がともに27%となっています。

N = 62



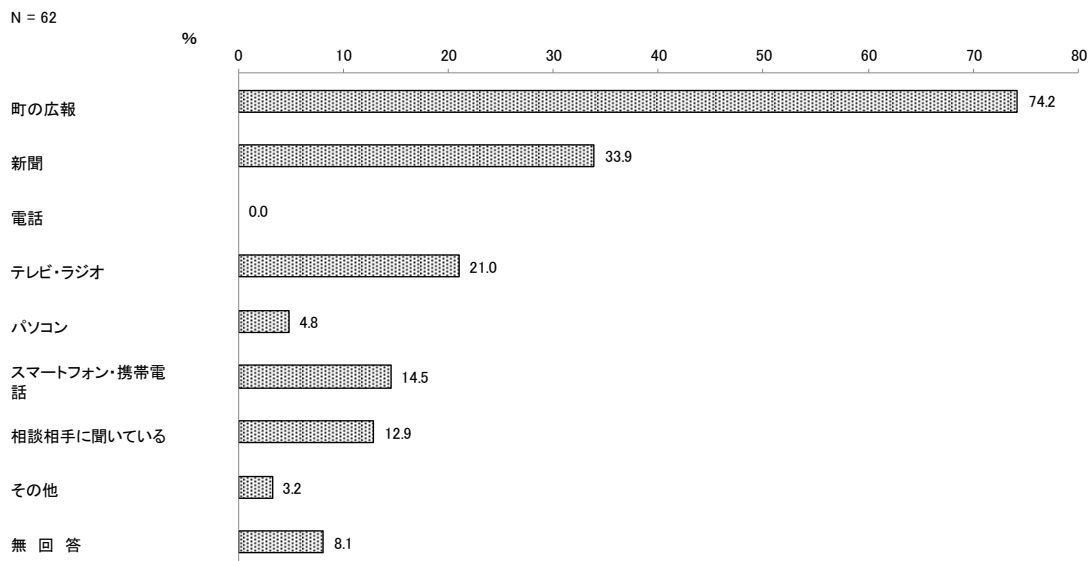
○福祉サービスなどの情報の入手先

「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が34%と多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が29%、「サービス事業所の人や施設職員」が24%となっています。



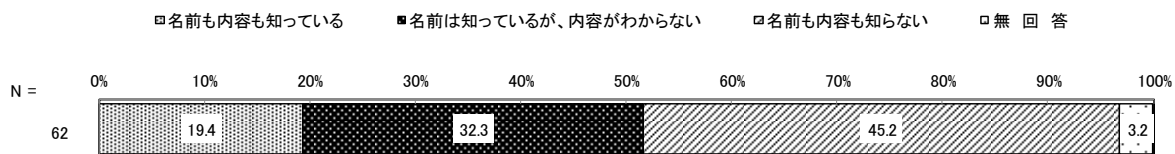
○平泉町の情報を知るときの手掛かり

「町の広報」が74%と多く、次いで「新聞」が34%、「テレビ・ラジオ」が21%となっています。



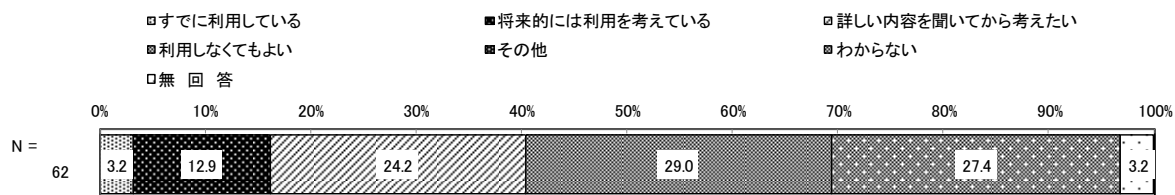
○成年後見制度の認知度

「名前も内容も知らない」が45%と多く、次いで「名前は知っているが、内容がわからない」が32%、「名前も内容も知っている」が19%となっています。



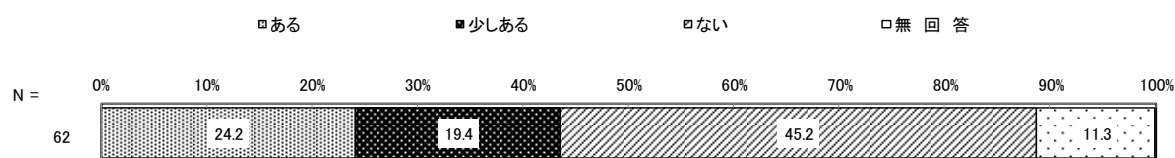
○成年後見制度の利用意向

「利用しなくてもよい」が29%と多く、次いで「わからない」が27%、「詳しい内容を聞いてから考えたい」が24%となっています。



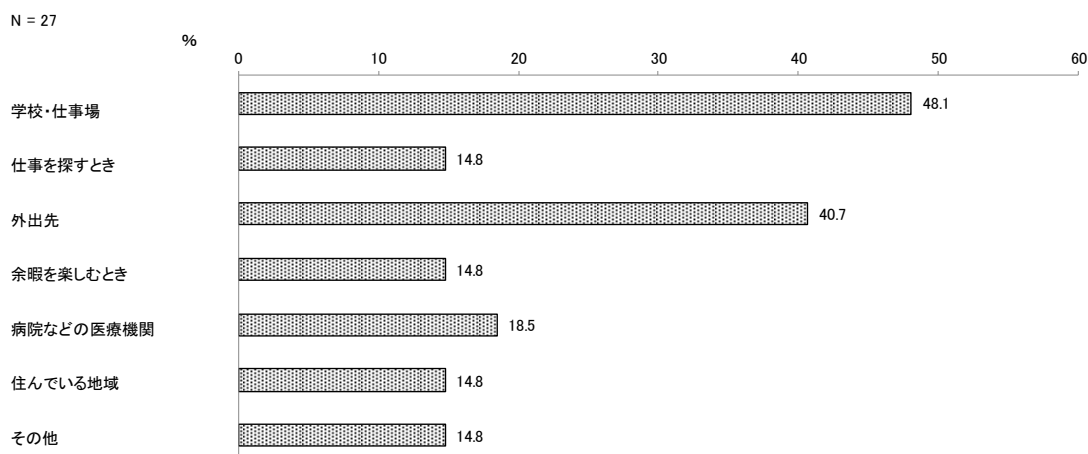
○障がいにより差別や嫌な思いがあったか

「ない」が45%と多く、次いで「ある」が24%、「少しある」が19%となっています。



○差別や嫌な思いをした場面

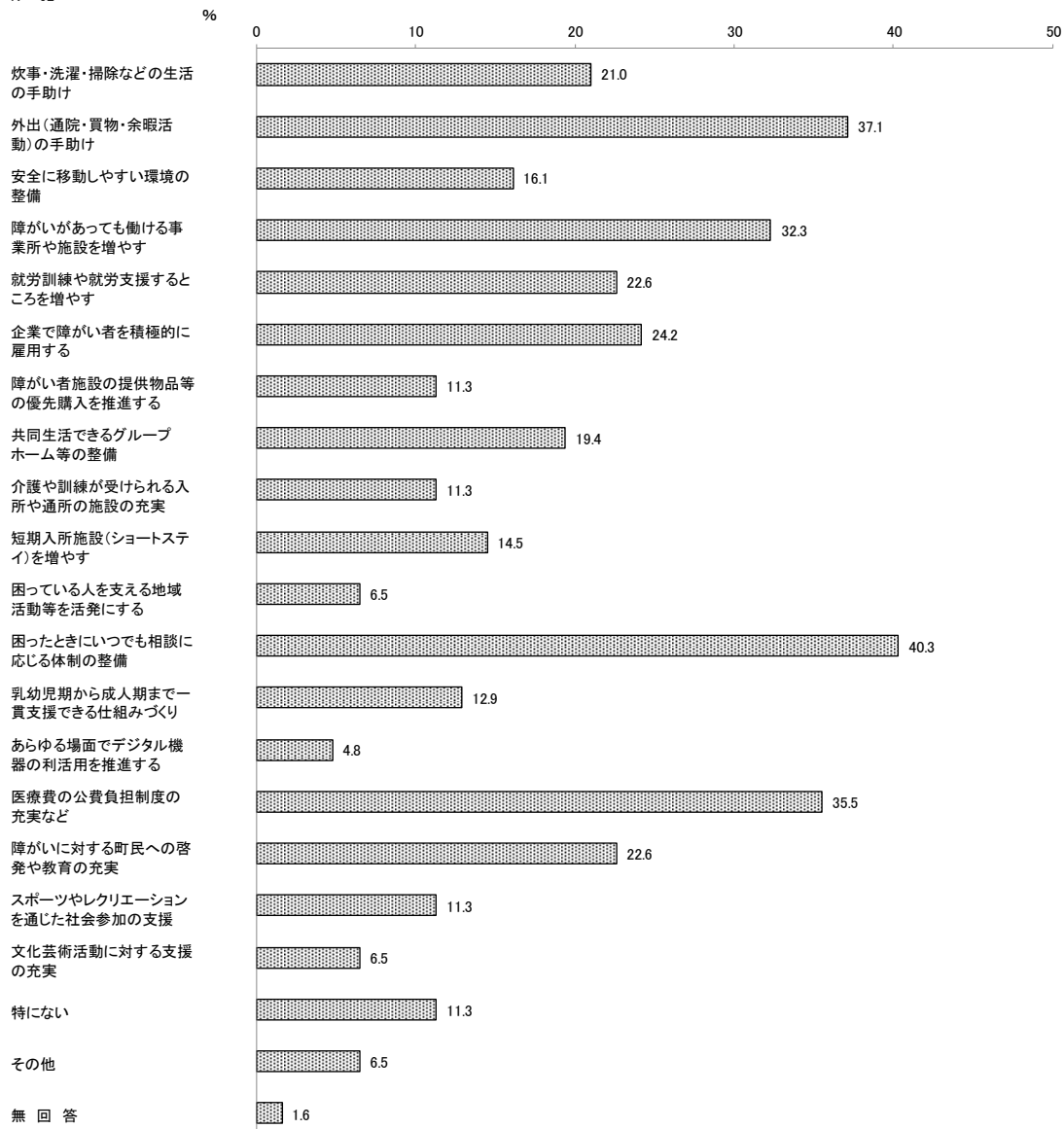
「学校・仕事場」が48%と多く、次いで「外出先」が41%、「病院などの医療機関」が19%となっています。



○暮らしやすい社会の構築に必要なこと

「困ったときにいつでも相談に応じる体制の整備」が40%と多く、次いで「外出（通院・買物・余暇活動）の手助け」が37%、「医療費の公費負担制度の充実など」が36%となっています。

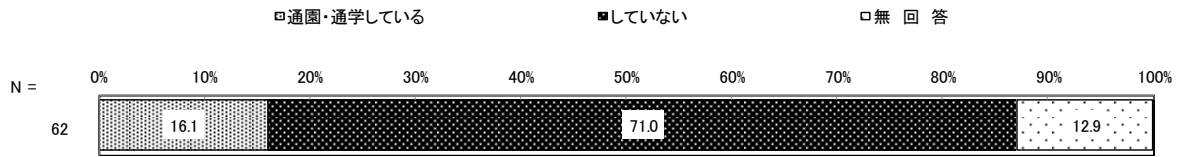
N = 62



(就学について)

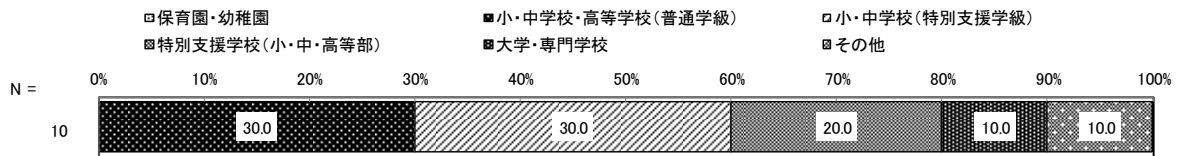
○現在、通園・通学しているか

「していない」が71%、「通園・通学している」が16%となっています。



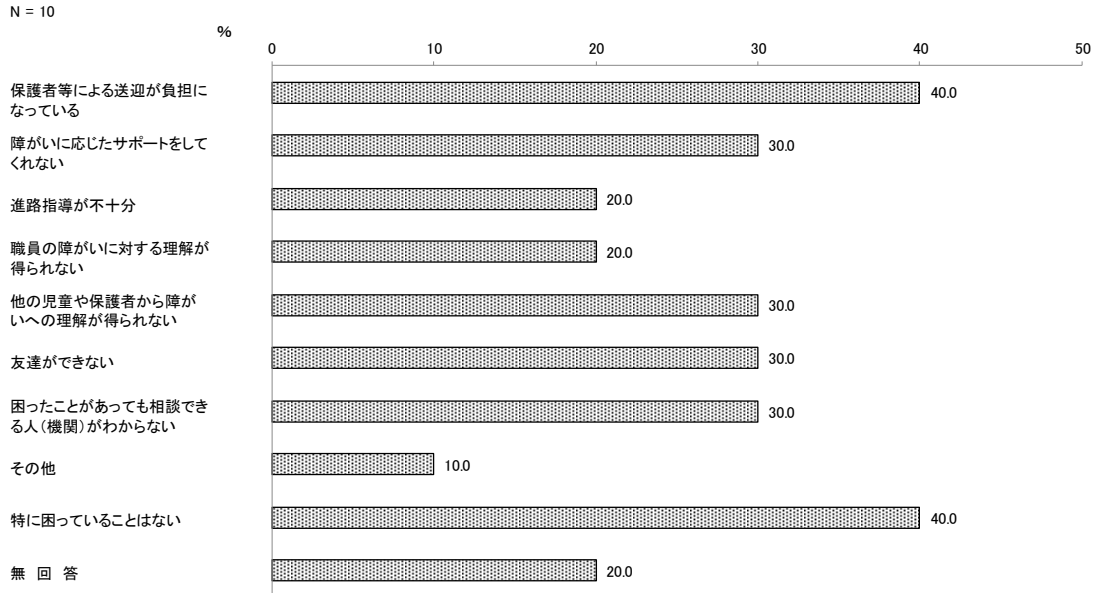
○通園・通学しているところ

「小・中学校・高等学校（普通学級）」「小・中学校（特別支援学級）」がともに30%と多く、次いで「特別支援学校（小・中・高等部）」が20%となっています。



○通園・通学時に困っていること

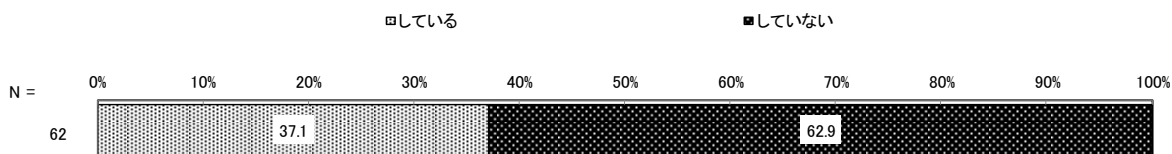
「保護者等による送迎が負担になっている」「特に困っていることはない」がともに40%と多く、次いで「障がいに応じたサポートをしてくれない」「他の児童や保護者から障がいへの理解が得られない」「友達ができない」「困ったことがあっても相談できる人(機関)がわからない」がそれぞれ30%となっています。



(就労について)

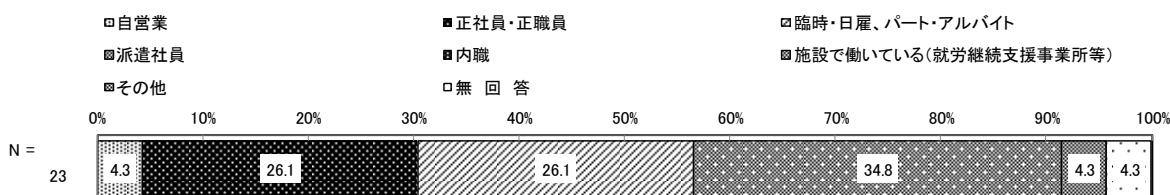
○現在仕事をしているか

「していない」が63%、「している」が37%となっています。



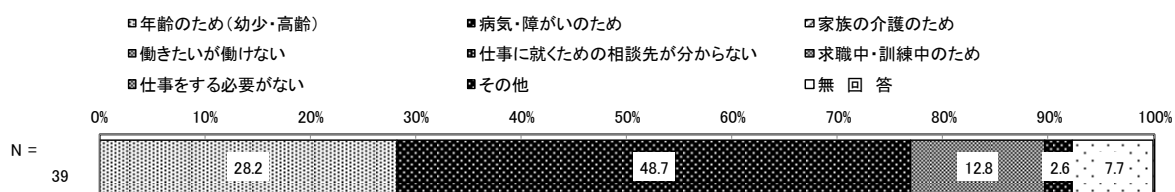
○就労形態

「施設で働いている（就労継続支援事業所等）」が35%と多く、次いで「正社員・正職員」「臨時・日雇、パート・アルバイト」がともに26%となっています。



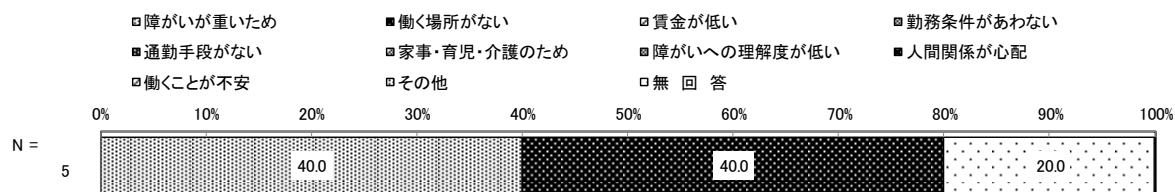
○働いていない理由

「病気・障がいのため」が49%と多く、次いで「年齢のため（幼少・高齢）」が28%、「働きたいが働けない」が13%となっています。



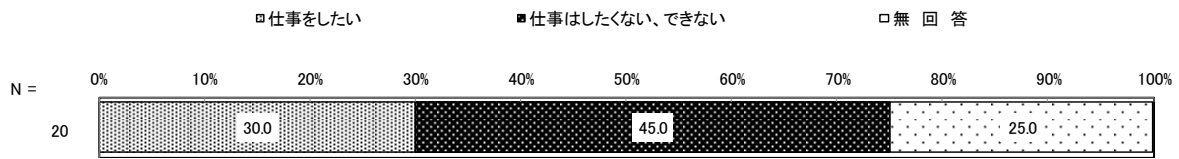
○働けない理由

回答数は少ないものの、「障がいが重いため」「人間関係が心配」の回答がみられます。



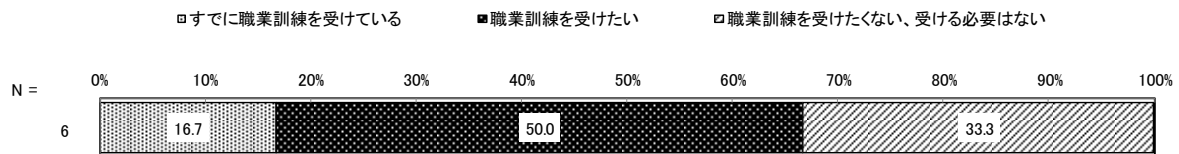
○今後、収入を得る仕事をしたいか

「仕事はしたくない、できない」が45%、「仕事をしたい」が30%となっています。



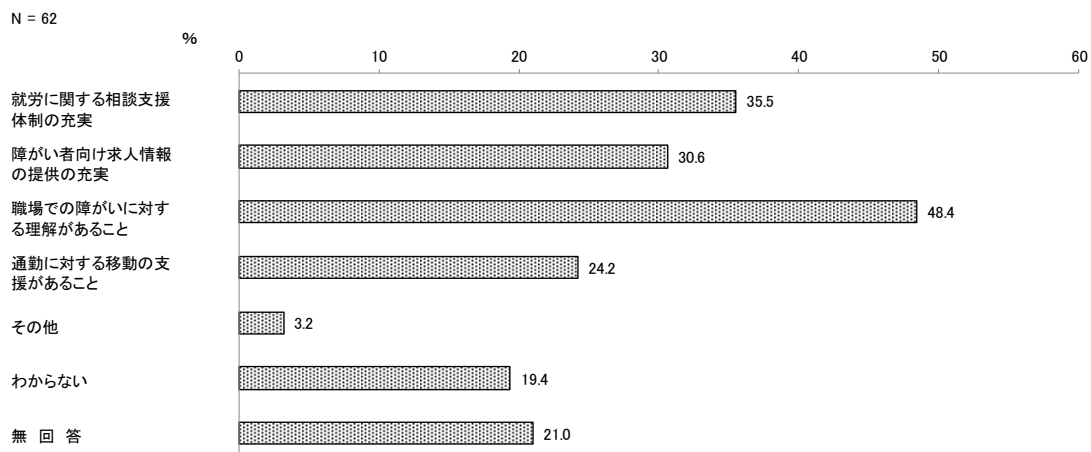
○職業訓練などを受けたいか

回答数は少ないものの、「職業訓練を受けたい」がやや多くみられます。



○障がいのある人の就労に必要なこと

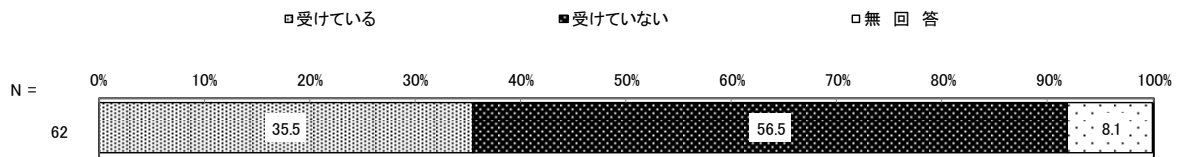
「職場での障がいに対する理解があること」が48%と多く、次いで「就労に関する相談支援体制の充実」が36%、「障がい者向け求人情報の提供の充実」が31%となっています。



(障がい福祉サービスについて)

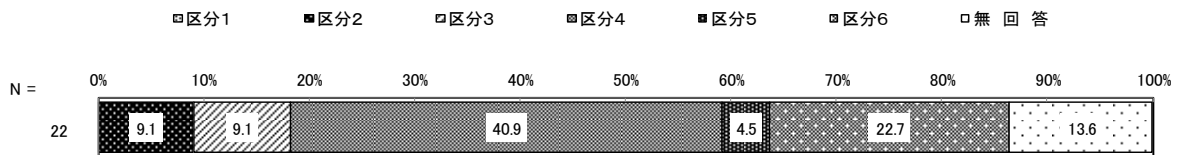
○障がい支援区分の認定状況

「受けていない」が57%、「受けている」が36%となっています。



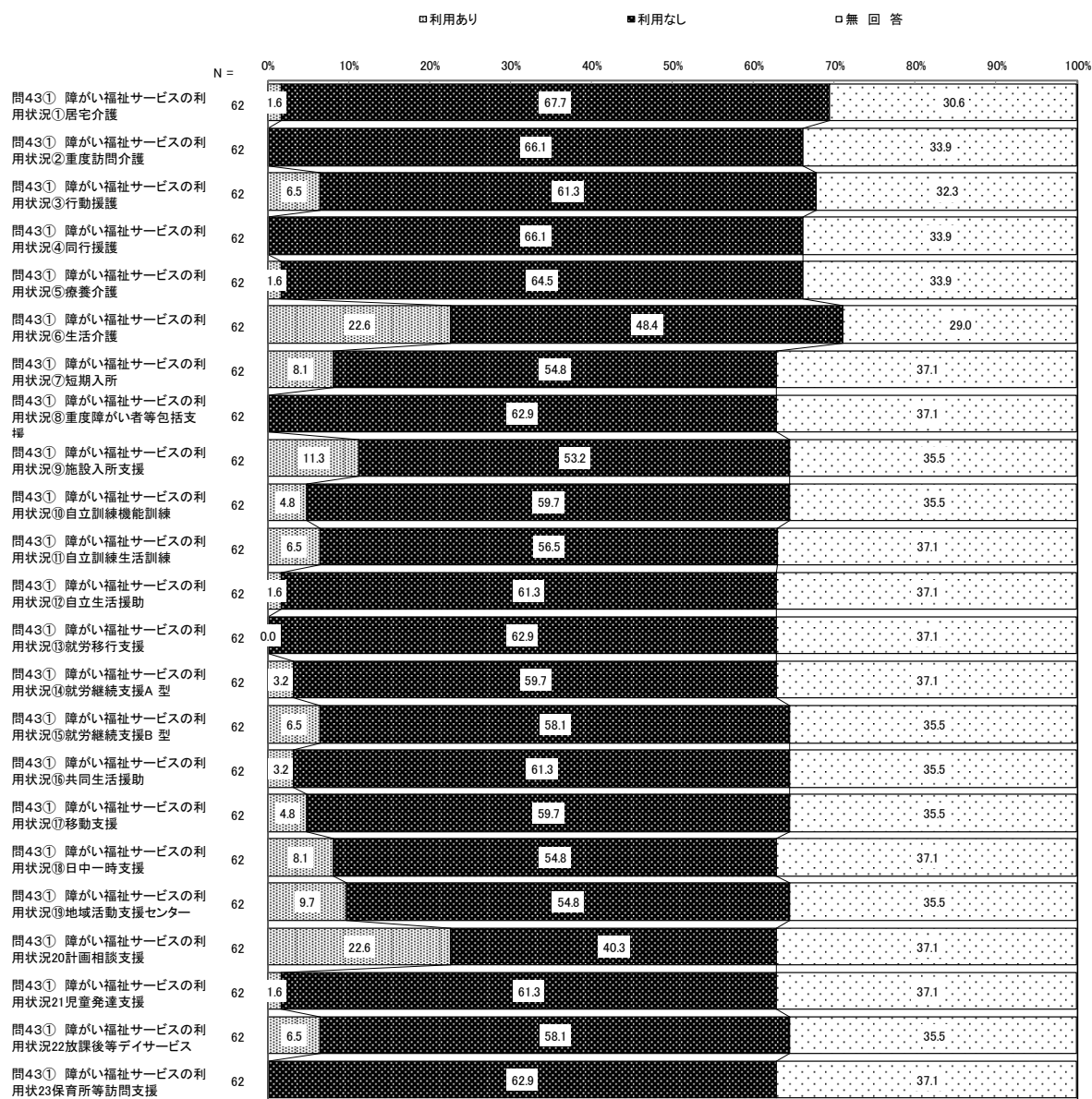
○障がい支援区分

「区分4」が41%と多く、次いで「区分6」が23%、「区分2」「区分3」がともに9%となっています。



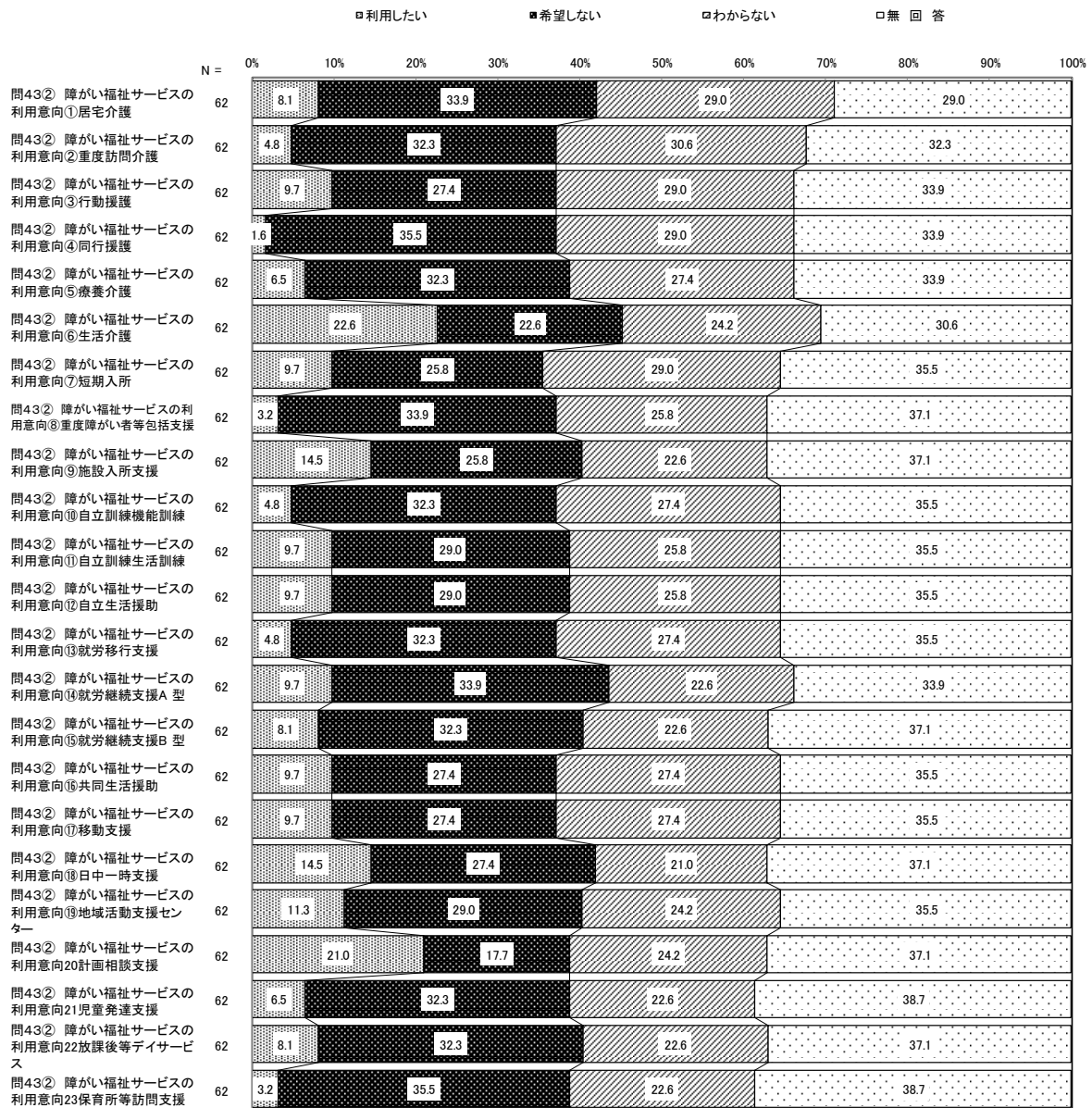
○障がい福祉サービスの利用状況

「利用あり」の項目では、「生活介護」「計画相談支援」がともに23%、「施設入所支援」が11%、「地域活動支援センター」が10%、「短期入所」「日中一時支援」がともに8%と多くなっています。



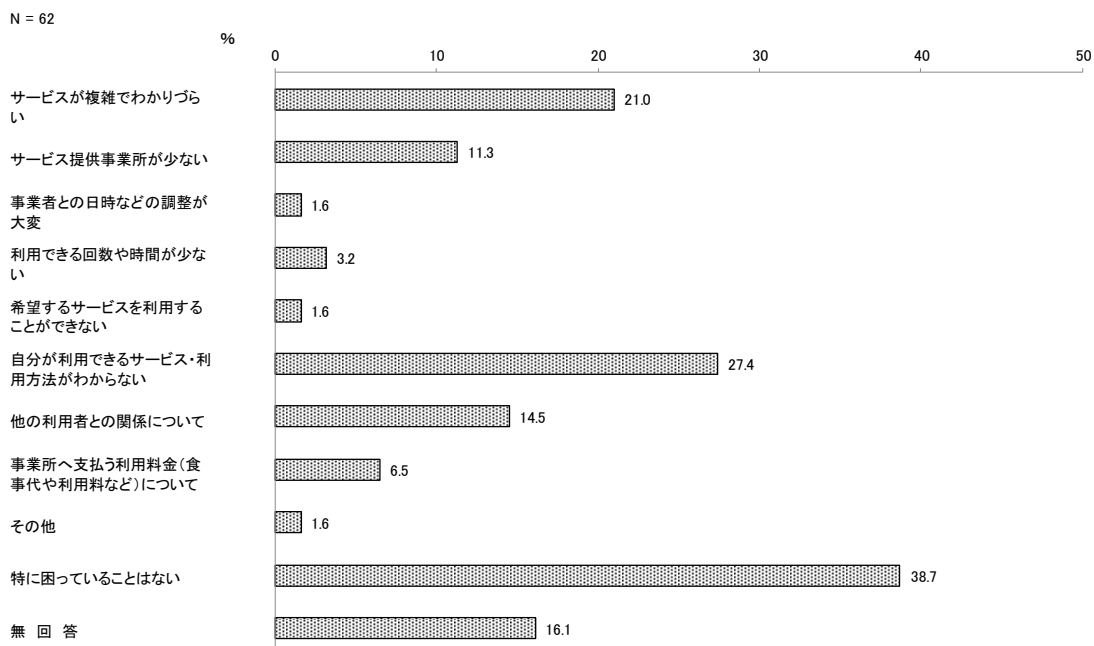
○障がい福祉サービスの利用意向

「利用したい」項目では、「生活介護」が23%、「計画相談支援」が21%、「施設入所支援」「日中一時支援」がともに15%、「地域活動支援センター」が11%と多くなっています。



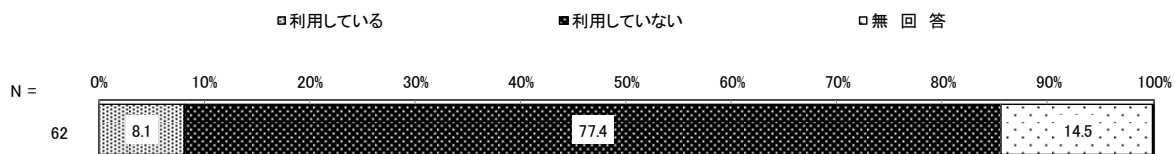
○障がい福祉サービス利用時に困っていること

「特に困っていることはない」が39%と多く、次いで「自分が利用できるサービス・利用方法がわからない」が27%、「サービスが複雑でわかりづらい」が21%となっています。



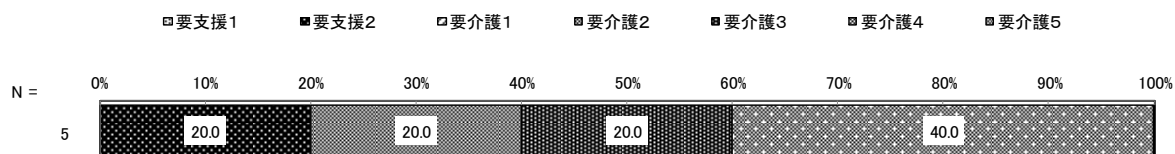
○介護保険サービスの利用状況

「利用していない」が77%、「利用している」が8%となっています。



○要介護度

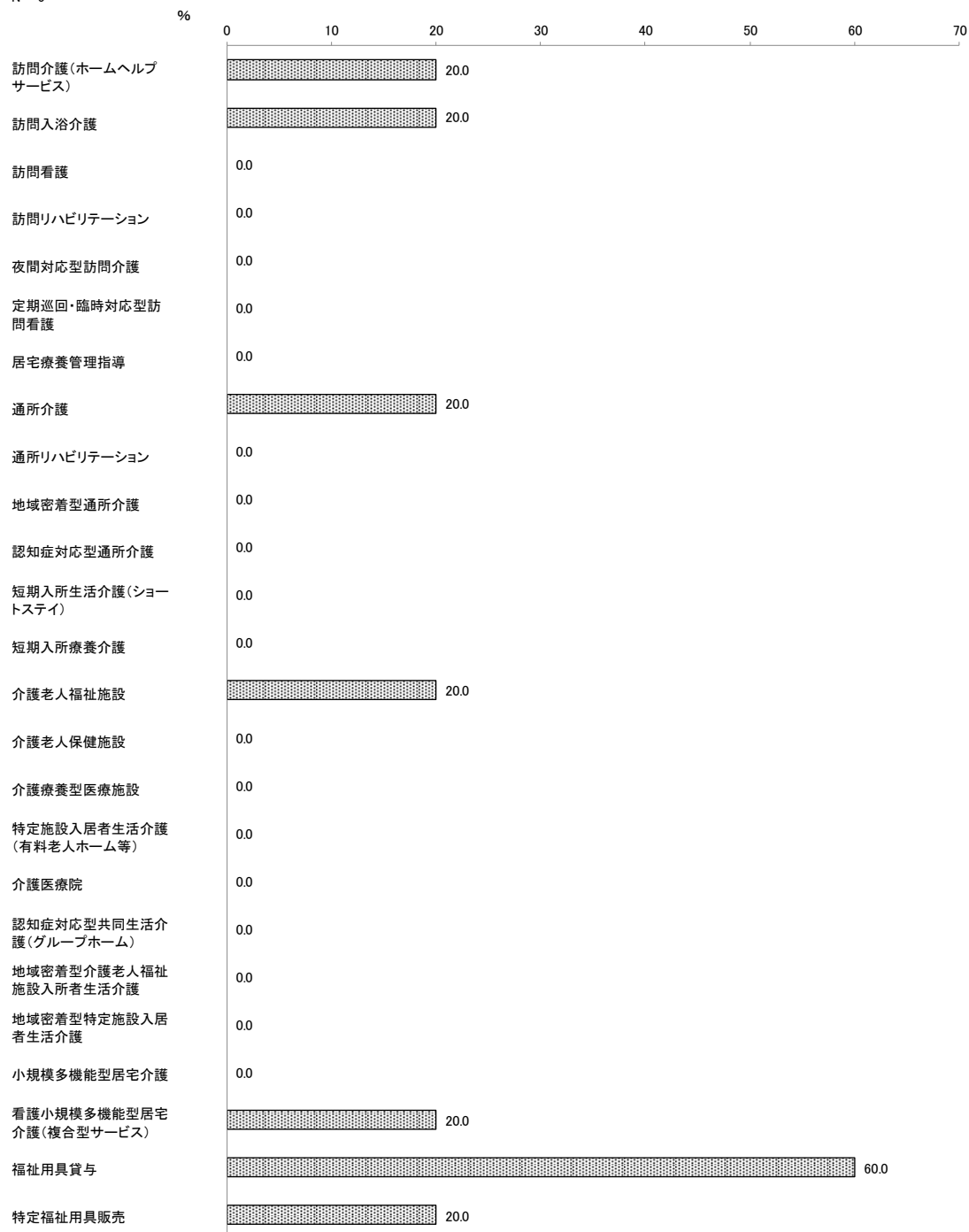
回答数は少ないものの、「要介護4」「要支援2」「要介護2」「要介護3」の回答がみられます。



○利用している介護保険サービス

回答数は少ないものの、「福祉用具貸与」「訪問介護（ホームヘルプサービス）」「訪問入浴介護」「通所介護」「介護老人福祉施設」「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」「特定福祉用具販売」の回答がみられます。

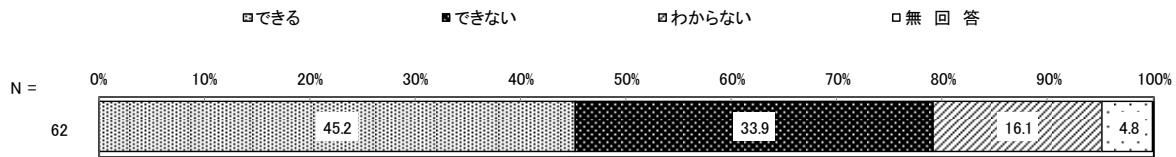
N = 5



(災害時の不安について)

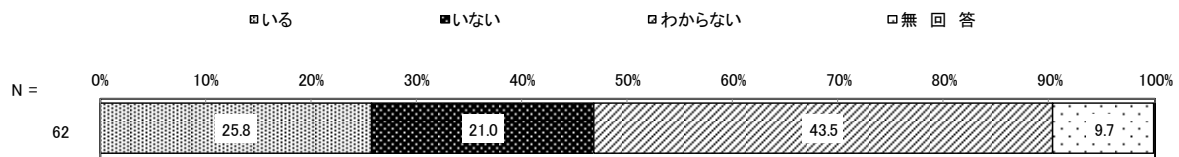
○災害時に一人で避難できるか

「できる」が45%と多く、次いで「できない」が34%、「わからない」が16%となっています。



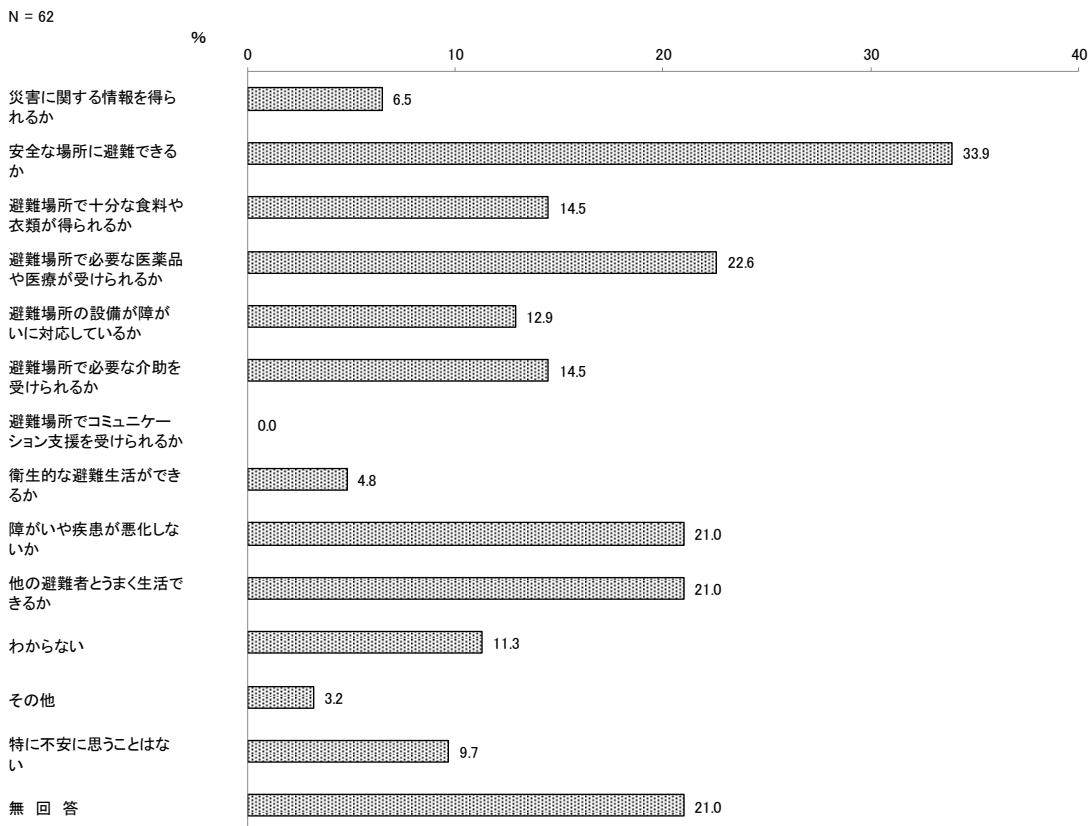
○近所に助けてくれる人はいるか

「わからない」が44%と多く、次いで「いる」が26%、「いない」が21%となっています。



○災害発生時に不安に思うこと

「安全な場所に避難できるか」が34%と多く、次いで「避難場所に必要な医薬品や医療が受けられるか」が23%、「障がいや疾患が悪化しないか」「他の避難者とうまく生活できるか」がともに21%となっています。

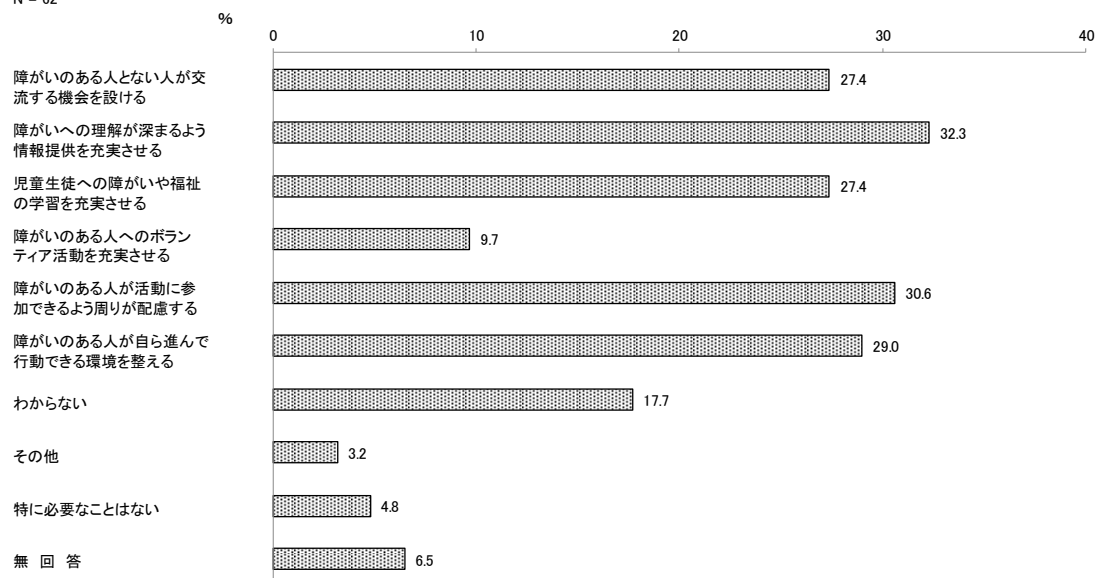


（共生社会の実現について）

○共生社会の実現に必要なこと

「障がいへの理解が深まるよう情報提供を充実させる」が32%と多く、次いで「障がいのある人が活動に参加できるよう周りが配慮する」が31%、「障がいのある人が自ら進んで行動できる環境を整える」が29%となっています。

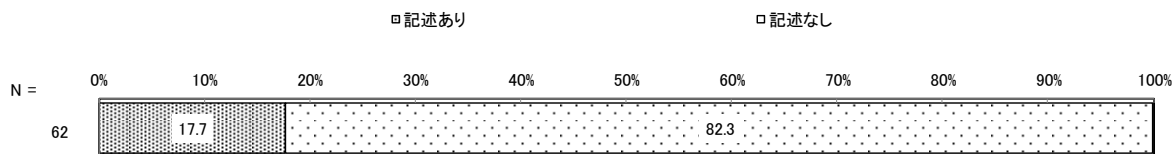
N = 62



(自由意見)

○自由意見

「記述なし」が82%、「記述あり」が18%となっています。



性別	所持手帳	自由意見
男性	身体障害者手帳・療育手帳	知的と身体障がい者ですが、施設内に階段や段差があり、転びそうになる。早めのバリアフリー化を望む。
男性	療育手帳	精神異常者にも人権があるかもしれませんが、その異常者に困っている家族の声を聞かず、問題を押し付けるのはやめてください。結果、私の家族は壊れました。 公的機関は精神異常がある子どもを守るのが仕事かもしれませんが、一緒に問題を真剣に考えてください。「あとは家族でなんとかするでしょう」と思わないでください。あなた方は「親が悪い」としかいいません。そして親の行動を制限し権限を奪うだけでした。 残ったのはモンスター化した精神異常者（14歳）とボロボロの両親だけです。 子どもは天使ではありません。楽観視しないでください。 正直に申し上げると相談しても邪魔にしかならないイメージを持っています。相談にならない。レベルが低すぎる。
男性	療育手帳	災害の時の地震や火事や竜巻や台風、雷、大雨、洪水になると川の増水や近くにいかれると死亡すると心配するので僕がレスキューを呼んでももらわないと手伝いもできなくなるので家族の人に洪水にならないように川のいっぱい溢れて溺れるから助けに来るので背中に乗らないとおんぶしてもらわないと避難できないから声がけしないと。 趣味と好きなスポーツは、バックドロップ、サッカー、フットサル、バスケットボール、ゴールキーパー止める方、陸上競技100m走、テニス、卓球、ソフトボール、ボクシング、レスリング、ブロック、スパイク、ツーアタック、テコンドー、空手。
男性	療育手帳	平泉に居住しているとさまざまなサービスを幼い頃から一関や水沢地域に頼ることが沢山ありました。親はひとつひとつ手探りで出会いの中から進む道を見つけていくしかありませんでした。障がい者も珍しい存在ですし、視線を感じながら生活しています。買物等は地元はどうしても人目を気にして前沢地域に行っています。前沢は支援学校や福祉施設があり、普通に障がい者を受け入れてくれる空気があります。 希望を話したらきりがありませんが、本人や家族が生きやすい地域になってくれるよう、願わずにはられません。 あと、災害時に孤立しないよう、ご協力いただけたらと思っています。（テレビのニュースを見て他人事とは思えませんでした。）
男性	療育手帳	施設があっても職員が不足していると聞いています。収入や福利厚生をよくしてあげると若い人が増えると思います。

性別	所持手帳	自由意見
男性	精神障害者保健福祉手帳	一番大切なのは、親が子どもの特性を理解すること。親が子育てに困っていると相談を持ちかけられたら「大丈夫」と安易な言葉で済ませず、町は誠実に対応すること。 20年ほど子育てをしてきて、切実に感じています。 町内の小中学校で児童生徒が授業中立ち歩くとよく耳にします。すべてが障がいのせいではないと思いますが、何か生きづらさを抱えていることは確かだと思いますので、長期的な支援が必要なのではと感じております。
男性	精神障害者保健福祉手帳	よくわからないが、健常だと思っている人も交通事故で障がい者になることもある。病気でなることもある。共生社会実現のためにも、差別をなくすようにしてほしい。経済的格差についても考えてほしい。障がいの有無に関わらず、人に優しい道路整備、社会資源の充実はお願いしたい。冬場の歩道の除雪は必ず行ってほしい。収入がないのは何とかならないのか。補助金や助成金をもらって何とかできないか。それより、平泉町の税金は高すぎると思う。
女性	身体障害者手帳	何か困ったときは相談したいと思います。
女性	療育手帳	施設に入所しているので、よくわからないが施設ですべてやってもらっている。
女性	精神障害者保健福祉手帳	いつもお世話になります。よろしく申し上げます。
女性	無回答	子どもが不登校となり、自閉スペクトラム症の診断を受けました。放課後デイサービスには通えましたが、それ以外の教育、療育の場所が平泉町には少なすぎると思います。小さな町のため、平泉町だけで施設や指導教室の設置・運営することが難しいのであれば、他市、県と連携し、他の自治体の施設を利用できるよう調整するのが役場の仕事ではないでしょうか。また、「受診したいので専門の病院・相談を受けてくれる場所・学校の代わりに通える場所はないのか」等を役場やセンター、教育委員会等に相談に行ったとき、「詳しいことはわかりません」「今まで相談されたケースではないもので」等の返答があり、自分で調べました。不登校や自閉スペクトラム症の子どもが今まで平泉町に一人も存在しなかったわけではないと思います。それなのに、相談に行っても上記のような返答では相談機関、役場としての責任を果たしていないと感じざるを得ないです。 どうか未来ある子ども達のためにもう少し町として検討していただきたいです。 いろいろと書き申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

第4期平泉町障がい者福祉計画
第7期平泉町障がい福祉計画
第3期平泉町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行／岩手県平泉町

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

TEL0191-46-5571 FAX0191-46-2204
